

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について			(3)支援方法について			(4)補助要件について			(5)補助内容について				
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について		1-支援方法について		工事施工者	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係		A)支援対象	補助率等		
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(有利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他	備考	補助率等	
東京都	高齢者向け返済特例制度助成	千代田区	⑥その他		区内における老朽化したマンション等の建て替え及び住宅改修の促進、並びに高齢者の居住安定を図り、もって地域の良好な住環境の整備に資する。		⑤要件なし		③その他の要件	区に住民登録又は外国人登録があり、住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」が利用できること。 ・改修後、「高齢者向け返済特例制度」を受けた高齢者が引き続き居住する住宅であること			⑥その他	住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」を利用するために必要な借入限度額に要する費用及び債務保証のために要する経費	事務手数料を除く実費相当補助率ではなく(限度額の設定	
東京都	アスベスト除去工事助成	千代田区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件		④要件なし	アスベスト除去工事の建設技術審査証明取得業者			①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象アスベスト除去等にかかる費用	2/3 (国 1/3、区 1/3)	
東京都	千代田区高齢者福祉住環境整備事業	千代田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	①区内に住民登録有り、現に居住している65歳以上の高齢者			③その他	介護保険の要支援以上の認定を受けている場合、介護保険住宅改修との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	本人の介護保険受給料の滞り(前年の滞り)により決定・10段階)に応じて工事費用の40～90%を補助
東京都	千代田区木造住宅耐震促進事業	千代田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	診断は東京都建築士事務所協会千代田支部に所属しているものに限る	①高齢者・身体障害者のみ	1. 65歳以上のみ(所得制限有り) 2. 75歳以上のみ 3. 要介護3を含む世帯 4. 重度心身障害者(身体障害者1級若しくは2級又は愛の手帳1度若しくは2度)及び精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級又は2級)を含む世帯	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事その他これに係る工事に対して1/1	
東京都	千代田区マンション耐震強化促進事業	千代田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	診断・設計は第3者の評定を行うこと。	③その他の要件	マンションを所有している管理組合又は所有者	昭和56年5月31日以前に建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの、不造で無いこと		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事その他これに係る工事に対して1/1	2/3～23%の2/3
東京都	地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業	千代田区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし					④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	・機器本体及び付属機器の購入に要する経費 ・設置工事費	・太陽光発電システム 10万円/㎡ ・太陽熱温水器 9千円/㎡ ・エコシステム 熱証書あり:3.3万円/㎡ 熱証書なし:1.65万円/㎡
東京都	地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業	千代田区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし					①特定の工事の工事費用に応じて決定	・機器本体の購入に要する経費	・エコキュート、エコウィル 機器費用の15% ・エコシステム 機器費用の40%
東京都	地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業	千代田区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし					①特定の工事の工事費用に応じて決定	・エネファーム 機器費用の20%	
東京都	地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成事業	千代田区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし		延床面積5,000㎡以下			②工事費用に応じて決定		断熱改修にかかる費用の20%
東京都	ヒートアイランド対策助成事業	千代田区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし					⑥その他	・高反射率塗装の施工に要する経費 ・調査費	助成対象経費の1/2または4,500円×施工面積のいずれか小さい額
東京都	住宅・建築物耐震改修等支援	中央区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	木造住宅は原則区内の業者	③その他の要件	○木造住宅、非木造住宅耐震補強工事は、65歳以上又は心身障害者のいる世帯は工事費用の全額(限度額あり) ○賃貸マンション(緊急輸送は除く)は、個人、中小企業が所有者であること。	昭和56年以前に建設された区内に存する建築物		④要件なし	②工事費用に応じて決定	木造住宅 ○耐震診断及び補強計画 費用の全額(限度額なし) ○耐震補強工事 ・一般 費用の1/2(限度額300万円) ・高齢者等 費用の全額(限度額300万円) ○簡易補強工事 ・一般 費用の1/2(限度額150万円) ・高齢者 費用の全額(限度額150万円) 非木造住宅 ○耐震診断 費用の全額(限度額50万円) ○補強設計 費用の全額(限度額50万円) ○耐震補強工事 ・一般 費用の1/2(限度額300万円) ・高齢者等 費用の全額(限度額300万円) ―― 賃貸・分譲マンション ○耐震診断 ・一般 費用の2/3(限度額200万円) ・緊急輸送 費用の2/3(限度額賃貸200万円・分譲400万円) ○補強設計 ・一般 費用の2/3(限度額賃貸100万円・分譲200万円) ・緊急輸送 費用の2/3(限度額賃貸100万円・分譲200万円) ○耐震補強工事 ・一般 費用の1/2(限度額賃貸1,500万円・分譲3,000万円) ・分譲緊急輸送 費用の2/3(限度額賃貸1,500万円・分譲3,000万円)	
東京都	自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度 ①太陽光・太陽熱エネルギー機器関連	中央区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし		区内に存する住宅			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	【一般住宅】 ○太陽光発電システム10万円/㎡、○ソーラーパネル(グリーン熱証書の対象)33,000円/㎡ ○ソーラーシステム(グリーン熱証書の対象外)16,500円/㎡ ○太陽熱温水器9,000円/㎡ 【中央区二酸化炭素排出抑制システム認証済住宅】 ○太陽光発電システム15万円/㎡、○ソーラーパネル(グリーン熱証書の対象)50,000円/㎡ ○ソーラーシステム(グリーン熱証書の対象外)25,000円/㎡ ○太陽熱温水器13,500円/㎡ 【共同住宅】 ○太陽光発電システム10万円/㎡	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等		
			(2)リフォーム支援の分類について		1-支援方法について		工事施工者								発注者	
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考							分科 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考
東京都	自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費用助成制度 ②高効率給湯器・高反射率塗料関連	中央区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし			区内に存する住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	【一般住宅】 ○湯熱回収型給湯器/ガスレンジ給湯器 ヒートポンプ給湯器/燃料電池給湯器/高反射率塗料等 導入費の20% 【中央区二酸化炭素排出抑制システム認証住宅】 ○湯熱回収型給湯器/ガスレンジ給湯器 ヒートポンプ給湯器/燃料電池給湯器/高反射率塗料等 導入費の35% 【非居住宅】 ○高反射率塗料等 導入費の20%		
東京都	住宅建設等資金融資あっせん	中央区	⑥その他	住宅建設、増築、マンションの購入	③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	20~71歳未満(完済時81歳未満) (親子レール優遇方式あり) 住居税を滞納していないこと。 返済能力 その他		区内に存する住宅	③その他	取扱金融機関第1抵当権設定	②工事費用に応じて決定	償還期間 30年 融資利率 変動 1.65% 固定 4.05% 利子補給期間 当初10年 利子補給 木造住宅 1.5% 建設・増築・購入 1.0%		
東京都	住宅修繕等資金融資あっせん	中央区	⑥その他	住宅の修繕	③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	80歳未満(完済時) 住民税を滞納していないこと。 返済能力 その他		区内に存する住宅	③その他	木造住宅の耐震改修、65歳以上の高齢者・心身障害者に利便を与える工事については、他の補助事業を利用したときは、その補助額を除いた額を融資あっせんする。	②工事費用に応じて決定	償還期間 10年 融資利率 2.2% 利子補給 2.0% アペスト1.7%		
東京都	登録住宅バリアフリーリフォーム助成	中央区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし			○賃貸住宅で高齢者円滑入居賃貸住宅登録済の区内に存する賃貸住宅 ○4年間以上登録住宅とする。 ○1棟5戸以上、床面積26㎡以上	④要件なし		②工事費用に応じて決定	共用部分のバリアフリー工事費用の2/3(限度額200万円)		
東京都	分譲マンション共用部分改修費用助成	中央区	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし			○築20年以上経過した区内に存するマンション	④要件なし		②工事費用に応じて決定	設計費 2/3(限度額100万円) 工事費の10%(限度額1,000万円)		
東京都	アスベスト対策費助成	港区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に対象建築物を所有していること。その他要綱に定める要件			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	対策費の1/2		
東京都	新エネルギー機器設置費用助成 (住宅用太陽光発電システム)	港区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に住所を有するもので自ら居住のように供する住宅に機器を購入し、使用しようとする者。その他要綱に定める要件			④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	最大出力に応じて 1kWあたり20万円	定額	
東京都	新エネルギー機器設置費用助成 (住宅用太陽熱温水器)	港区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に住所を有するもので自ら居住のように供する住宅に機器を購入し、使用しようとする者。その他要綱に定める要件			④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	有効集熱面積に応じて 1㎡あたり9,000円	定額	
東京都	新エネルギー機器設置費用助成 (住宅用太陽熱ソーラシステム)	港区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に住所を有するもので自ら居住のように供する住宅に機器を購入し、使用しようとする者。その他要綱に定める要件			④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	有効集熱面積に応じて 1㎡あたり16,500円	定額	
東京都	新エネルギー機器設置費用助成制度 (エコジョーズ・エコキュート)	港区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に住所を有するもので自ら居住のように供する住宅に機器を購入し、使用しようとする者。その他要綱に定める要件			④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	機器本体価格の1/4	機器本体価格の1/4	
東京都	高反射率塗料工事費用助成制度	港区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に助成対象建築物を所有する個人または法人			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	設置費用の1/2		
東京都	日射調整フィルム設置費用助成制度	港区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に住所を有するもので自ら居住のように供する住宅に機器を購入し、使用しようとする者。その他要綱に定める要件			④要件なし		⑥その他	設置費の1/2 または 施工面積×7,500円 いずれか小さい金額	概ね設置費用の1/2	
東京都	住まいの防犯対策助成事業	港区	⑥その他	防犯対策	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に在住し、住民登録又は外国人登録している世帯			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	取り付け又は交換等にかかった費用が5,000円以上かつ対象にかかった費用の半額を助成		
東京都	共同住宅防犯対策助成事業	港区	⑥その他	防犯対策	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	マンションの管理組合・区内の賃貸住宅所有者等			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	建物の共用部分等の防犯機器の設置にかかった費用の半額を助成		
東京都	雨水浸透施設設置助成	港区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	個人であること		敷地面積500㎡未満の個人住宅等	③その他		①特定の工事の工事費用に応じて決定	上限40万円		
東京都	民間建築物耐震化促進事業	港区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した民間住宅		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した民間住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	費用の1/2		
東京都	分譲マンション共用部分リフォーム融資の債務保証料助成事業制度	港区	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(財)マンション管理センターに債務保証を委託すること。			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定			
東京都	マンション劣化診断助成	港区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	延床面積の1/2が居住の用に供されていること。総家の議決または区分所有(人)の1/2以上の賛成があること 建築後5年以上経過していること			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	費用の1/2		
東京都	高齢者自立支援住宅改修助成	港区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	65歳以上で区内に居住しており要介護・要支援認定を受けていない人 既存の設備の使用が困難な人。 原則車椅子の利用者で本人が調理・洗面を行っている人			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定			
東京都	高齢者昇降機設置費用助成	港区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	65歳以上の要支援1以上の人で、次の①または②の要件を必ず満たすこと③に該当し、医師の調査で昇降機を必要とする人 ①日常的に車椅子又は、歩行器を利用している人 ②昇降機を必要とする医師の意見書を区へ提出できる人 ③玄関、居室、浴室、洗面所、台所、便所のうち1つが住宅の2階以上又は地下室にあり、日常的に昇降する必要がある人			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定			

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について	(3)支援方法について	(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等		
			1-支援方法について	工事施工者								
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者を含む ②融資(有利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考		
東京都	高齢者共同住宅/バリアフリー化助成	港区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅。65歳以上の高齢者を含む世帯が居住世帯全体の25%を超える共同住宅。延床面積の概ね1/2を超える部分が居住の用に供される共同住宅。公的賃貸住宅以外のもの		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		
東京都	住宅設備改善の給付	港区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	区内に存する共同住宅で、分譲住宅又は今後も優先的に高齢者を居住させる賃貸住宅。65歳以上の高齢者が高齢者の割合を利用し、65歳未満の障害者がこの制度を利用。		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		
東京都	住宅建設資金融資あっせん利子補給	新宿区	⑥その他	対象は、住宅の修繕、バリアフリー化、新築補修、ファミリー世帯向け、アスベスト除去等工事	③利子補給	⑤要件なし	住宅の所有者で、区内居住。年齢20以上、完済時70未満。同居する世帯員があることなど	支援対象者の所有であること	③その他	補助の内容が重複しなければ併用可 ⑥その他 (補給利率) 住宅の修繕 1%相当を5年 バリアフリー化 1%相当を5年 耐震補修 2%相当を5年 ファミリー世帯向け 1%相当を10年 アスベスト除去等工事 2%相当を5年		
東京都	障害者施策推進区市町村包括補助事業 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	新宿区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	A 学齢児以上の6歳未満で 1 下肢または体幹障害の程度が2級以上 2 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(児) B 知的障害の程度が最重度または重度(区単身イ 学齢児以上で 1 歩行ができない状態で、上肢・下肢または体幹の障害が1級のもの 2 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(児)	区民の居住する区内の住宅。賃貸住宅の場合は、買主の承諾書が必要	③その他	小規模改修事業については、次段で説明 ①特定の工事の工事費用に応じて決定	課税世帯は、(5)補助上限額(基準額)の3%を自己負担。 その他の世帯は自己負担なし 妻の補助金額 イ 320P×件数 エ(本体) 489P×件数 設置費)176P×件数 (修繕費)区単身 残りは区が負担	
東京都	障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	新宿区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	身障手帳交付を受けた学齢児以上65歳未満で ア 視力障害1級 イ 1 下肢または体幹障害の程度が3級以上 2 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(児) ただし、特殊便器への取替については、上肢機能障害2級以上	区民の居住する区内の住宅。賃貸住宅の場合は、買主の承諾書が必要	③その他	改修を行わない人員で目的を果たせる場合は、「日常生活用具の給付」が優先される ①特定の工事の工事費用に応じて決定	課税世帯は、(5)補助上限額(基準額)の3%を自己負担。 その他の世帯は自己負担なし	
東京都	障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業	新宿区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	身障手帳交付を受けた学齢児以上の 1 下肢または体幹障害の程度が2級以上の歩行が困難と判定されるもの 2 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(児)	区民の居住する区内の住宅。賃貸住宅の場合は、買主の承諾書が必要	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	課税世帯は、(5)補助上限額(基準額)の3%を自己負担。 その他の世帯は自己負担なし	
東京都	火災安全システム	新宿区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件 ①重度身体障害者 ②在宅重度知的障害者	入れにより決定する	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	⑥その他 定められた工事(定額)費用の補助	9割～10割の補助(世帯の課税状況による)	
東京都	火災安全システム	新宿区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件 区が業者と契約し、設置を依頼する	区内在住の65歳以上で下記の要件すべてに該当すること ①一人暮らしまたは65歳以上の方のみ ②防火の配慮が必要な方	特になし	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	
東京都	一人暮らし高齢者等への助成(住宅設備改修費助成等)	新宿区	⑥その他	日常の動作に困難がある高齢者に對し、住宅の改修を給付することにより、在宅での生活を支援する	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①住宅改修 65歳以上で、要介護認定において「非該当」の方 ②設備改修 65歳以上で、要介護認定「要支援」又は「要介護」の方で、介護保険で同種類の給付を受けていない方。ただし、高層合の取り換えは車いすを使用する方で既存設備の使用が困難である方。	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可	定額		
東京都	新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度	新宿区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	区内居住者(設置機器により各々要件があります。)、中小企業者、管理組合等は太陽光発電システムのみ	特になし	③その他	ほかの補助事業との併用は可。ただし、補助合計額が設置費用を上回らないよう調整する	設置する機器による(機器本体の費用に 応じて決定。定額を補助。設置する設備の性能に応じて補助額を設定。使用する材料費に応じて補助額を決定)	
東京都	新宿区建築物等耐震化支援事業	新宿区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	(個人の場合) -世帯全員の所得金額の合計が800万円以内であること -申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していないこと (法人の場合) -中小企業基本法第2条に規定する中小企業者 (区分所有の場合) -管理組合の総会決議を得るか、共有持分分の過半の承諾を得ていること	<木造> -昭和56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅であること -道路突出をしていないこと -無接道でないこと -耐震改修前の、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満であり、0.6以上となるように改修するもの <非木造> -昭和56年5月31日以前に着工した木造の2階建て以下の住宅であること -道路突出をしていないこと -無接道でないこと -耐震改修前の、耐震診断の構造耐震指標が0.6未満であり、0.6以上となるように改修するもの	③その他	要綱上、規定はないが基本的に併用は不可と考えている	⑥その他 <木造> ①補助申請者を含む世帯が住民税非課税または重点地区内の建築物:3/4(簡易改修工事:3/5) ②65歳以上の高齢者または障害者の方が居住する建築物:2/4(簡易改修工事:2/5) ③①・②以外:1/4(簡易改修工事:1/5) ④2/3 ⑤2/3 <非木造> ①②③④⑤:2/3	
東京都	新宿区吹付けアスベスト対策事業(除去等工事)	新宿区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件 アスベスト除去等工事に関する経歴書、関係法令の資格証等の写しを提出	区内に対象建築物を所有する個人(世帯内に滞納者がいないこと)/中小企業者・分譲マンション等の管理組合の代表者	建築基準法第12条に規定されている定期借家制度の対象とならない規模の建築物/区から違反指導を受けていないこと	④要件なし	一定条件にあってはまたる方に、融資あっせんや利子の一部を補助する制度がある	①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の2/3相当(消費税相当分を除く)
東京都	住宅修繕資金融資あっせん事業	文京区	⑥その他	一般修繕・増築、高齢者・障害者対応工事、太陽光及び太陽熱温水器設置工事、防水板設置工事、水管リ災復旧、耐震補強工事	③利子補給	⑤要件なし	住宅の所有及び居住要件・申込時の年齢要件・住民税滞納がない等々要件がある。	区内の住居として使用している住宅	④要件なし	⑥その他	融資限度額500万円に対する利金の一部を補助(区負担率有利1/4)一般修繕のみの10%、10年以内償還	
東京都	高齢者賃貸住宅登録事業	文京区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	区に住宅登録を行う。(高齢者世帯の入居を拒まない等、要件がある。)	1ヶ月の家賃が92,000円以下の区内にある家との併用は不可 住宅である等要件がある。	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	居室内に専用の浴槽・トイレ設置、共用部分階段手すり設置の工事費は全額助成 その他のバリアフリー化は工事費の1/2	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A支援対象	補助率等			
			(1)補助名称および実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	発注者					他		
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高年齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考			
東京都	耐震診断助成事業	文京区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	昭和56年以前の建物		④要件なし	②工事費用に応じて決定	木造:診断費用の4/10 非木造:診断費用の2/10 分譲マンション:診断費用の2/10 【高齢者居住】 木造:診断費用の8/10	木造:4/10 高齢者居住の木造住宅:3/4 非木造、分譲マンション:2/10	
東京都	耐震改修設計助成事業	文京区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	昭和56年以前の建物 木造については準防火地域内のみ対象 建築基準法上の道路に突出していない建物		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震設計費用の1/2 【高齢者居住】 木造:耐震設計費用の3/4	1/2 高齢者居住の木造住宅:3/4	
東京都	耐震改修促進助成事業	文京区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	昭和56年以前の建物 木造については準防火地域内のみ対象 建築基準法上の道路に突出していない建物		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震工事費用の1/2 【高齢者居住】 木造:耐震工事費用の3/4	1/2 高齢者居住の木造住宅:3/4	
東京都	住宅用太陽光発電システム設置費助成	文京区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	【一般助成】 建物のうち住宅として床面積が1/2以上使用されていること		②ほかの補助事業の利用を要件としている	【耐震改修併用助成】のみ	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	【耐震改修併用助成】 15万円/kW 【一般助成】 5万円/kW	
東京都	環境配慮型給湯器設置費助成 ①太陽光温水器・ソーラーシステム	文京区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	特になし		④要件なし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		9千円/m ²	
東京都	環境配慮型給湯器設置費助成 ②高効率給湯器	文京区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	特になし		④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		【CO2冷熱ヒートポンプ給湯器】110万円/台 【蓄熱回収型給湯器】14万円/台	
東京都	民間施設緑化助成制度	台東区	⑥その他	屋上緑化、壁面緑化、地先緑化	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	特になし		①ほかの補助事業との併用は不可	⑥その他	助成対象面積及び工事費により決定	【CO2冷熱ヒートポンプ給湯器】110万円/台 【蓄熱回収型給湯器】14万円/台	
東京都	新エネルギー・省エネルギー機器導入助成制度	台東区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	住民税の滞納をしていないもの	区内の住宅	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		100%	
東京都	高反射率塗料施工助成制度	台東区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	住民税の滞納をしていないもの	区内の住宅	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		50%	
東京都	雨水貯留補設置助成制度	台東区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	④要件なし	区内の住宅		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		50%	
東京都	台東区安全で安心して住める建築物等への助成	台東区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	-耐震診断:①所有者または使用者②台東区民であること③個人または中小企業④住民税を滞納していないこと -耐震改修:①所有者または使用者②台東区民であること③個人④住民税を滞納していないこと		①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	-耐震診断にかかった費用 耐震改修工事にかかった費用	-耐震診断:木造10分の8 非木造2分の1 耐震改修:木造・非木造住宅重要度別の2分の1 その他地域2分の1	
東京都	高齢者住宅改修給付事業	台東区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	①高年齢者・身体障害者のみ	(1)予防給付 介護保険で非該当と判定された日常生活の動作に困難がある在宅高齢者 (2)預金貯蓄 日常生活の動作に困難がある在宅高齢者 設備新設は利用者が要介護2以上であること	特になし	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	(1)介護保険の住宅改修制度に準ずる (2)設備交換又は新設に伴い発生する工事費用	給付対象額の9割までも給付 ※生活保護世帯は10割を給付	
東京都	心身障害者(児)住宅設備改善費給付	台東区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	①高年齢者・身体障害者のみ	自己所有物件でない場合は所有者の了承が得られた場合		③その他	(1)中規模改修 介護保険特殊医療認定者が介護保険法に基づき住宅改修費の支給を受けても不足する部分に限り認定 (2)屋内移動設備 特	①特定の工事の工事費用に応じて決定	(1)中規模改修 浴室、便所、玄関、台所、居室等の生活保護世帯は自己負担0円 住民税非課税世帯は自己負担1,100円 住民税課税世帯は所得に応じた自己負担額あり	
東京都	マンション耐震改修工事等助成	台東区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	-耐震改修工事等について、総論にて承認を得ている管理組合又は管理組合法人 -住民税を滞納していない賃貸マンション所有者(個人又は中小企業者) -昭和66年5月31日以前に建築確認を受けている -法令等に違反して、現に是正の指導を受けていない		④要件なし	②工事費用に応じて決定	-耐震診断+補強設計 1㎡の費用単価(単層限度額1,000円/㎡)×延べ面積×1/2 -耐震改修 1㎡の費用単価(単層限度額47,300円/㎡)×延べ面積×1/2		
東京都	台東区住宅修繕資金融資あっせん制度	台東区	⑤リフォーム促進		③利子補給		⑤要件なし	③その他の要件	-区内に1年以上住所を有していること -住民税を世帯全員が滞納していないこと -20歳以上で最終返済時の年齢が75歳未満であること -融資金の返済及び利子の支払に十分な能力を有すること -連帯保証人、又は金融機関の定める信用保証機関の保証を受けること -(マンション等共用部分の修繕の場合)専有部分について所有権を有していること	区内にある申請者が居住するための住宅で居住部分の床面積が280㎡以下であること	④要件なし	②工事費用に応じて決定	-平成23年4月1日～平成23年9月30日申込み分 契約利率1.65% 区負担利率1.0% 本人負担利率0.65% -平成23年10月1日～平成24年3月31日申込み分 契約利率1.65% 区負担利率0.5% 本人負担利率1.15%		
東京都	分譲マンションリフォームローン償還助成	墨田区	⑤リフォーム促進		③利子補給		⑤要件なし	③その他の要件	分譲マンション管理組合	特になし	④要件なし	⑥その他	利子補給	機構融資利率の1%相当額 住宅宅支機構の融資返済期間、ただし、7年間を限度とする。	
東京都	民間木造賃貸住宅改修支援事業	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	住民税を滞納していないこと	木造賃貸住宅。 2戸以上の賃貸住宅で、現に1戸以上の空き住戸(台所、風呂、トイレ付き)があること と防火上、避難上等の安全上に支障がないこと。	①ほかの補助事業との併用は不可	耐震改修補助事業のみ併用可能	①特定の工事の工事費用に応じて決定	要件に応じた工事費用で決定	対象工事費の2/3以内
東京都	住宅修築資金融資あっせん事業	墨田区	⑥その他	高齢者等のリフォーム、耐震、経費対策、アスベスト対策等改修費の融資のあっせん及び利子補給	③利子補給		⑤要件なし	③その他の要件	1年以上の在住、20歳以上、所得1200万円以下、住民税完納、保証人、166㎡以下他	専用住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	耐震改修の場合	⑥その他	利子補給	利子の半額及び全額

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等		
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③贈与(有利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	1-支援方法について	工事施工者							分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考
東京都	木造住宅無料耐震相談	墨田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	墨田区が契約した専門団体	墨田区内の木造住宅に居住されている方	墨田区内の木造住宅一物件につき1回まで			⑥その他	個人負担無し	-	
東京都	墨田区民間建築物耐震診断助成	墨田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		対象建築物の耐震診断を実施する方(大企業は除く)	墨田区内の建築物であること。 昭和59年5月31日以前に着工された建築物であること。 工業化認定住宅及補強コンクリートブロック造の建築物でないこと。			②工事費用に応じて決定	-	診断費用×1/2	
東京都	墨田区木造住宅耐震改修促進助成事業	墨田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		個人もしくは中小企業で、耐震改修を実施する方(対象建築物の所有者でない場合は、所有者の承諾が必要)	墨田区民間建築物耐震診断助成を受けた建築物であること。 昭和59年5月31日以前に着工された建築物であること。 延べ面積の過半が住宅であること。 主要構造部(柱・梁)などの過半が木造であること。 福祉住宅改修助成を利用していること。(バリアフリー改修を同時に行う場合に限る)			①特定の工事の工事費用に応じて決定	-	耐震改修計画作成費:1/2 【補修改修工事】 緊急対応地区内(一般):1/2 緊急対応地区外(高齢者等):2/3 緊急対応地区外(一般):1/3 緊急対応地区外(高齢者等):2/3 区が指定する道路沿道の場合(一般):3/4 区が指定する道路沿道の場合(高齢者等):5/6 バリアフリー改修工事をあわせて行った場合:5/6 民間木造賃貸住宅住宅改修支援制度とあわせて行った場合:3/2 【斜度改修工事】 緊急対応地区内(一般):1/2 緊急対応地区外(高齢者等):2/3 区が指定する道路沿道の場合(一般):3/4 区が指定する道路沿道の場合(高齢者等):5/6 バリアフリー改修工事をあわせて行った場合:5/6 民間木造賃貸住宅住宅改修支援制度とあわせて行った場合:3/2	
東京都	墨田区耐震化アドバイザー派遣事業	墨田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	墨田区が契約した専門団体	墨田区内にある非木造建築物の所有者(分譲マンションの場合は管理組合等)大企業等はのぞく。	昭和59年5月31日以前に着工された階数が3以上の耐火または難燃耐火建築物一物件につき3回まで			⑥その他	個人負担無し	-	
東京都	墨田区分譲マンション・沿道建築物等耐震化補助事業	墨田区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		建築物の所有者、又は分譲マンションの管理組合(国等および大企業者を除く)	・区で行っている耐震診断助成を受けたもの ・耐震診断によりIsが0.6未満もしくは同様の危険があると判断された建築物 ・昭和59年5月31日以前に着工された耐火または準耐火建築物 ・耐震改修促進法の認定を受けているもの ・分譲マンションの場合は大部分が居住の用途であること 【緊急輸送道路に面する建築物および分譲マンションの場合】 前面道路中心からの45度の斜線よりも高さが高いもの 【区指定の避難路に面する部分譲マンションの場合】 ・敷地が縦向き500㎡以上であること ・高さが18m以上で前面道路中心からの斜線(45度)以上であること 【緊急輸送道路、避難路沿道以外の分譲マンション】 ・延べ面積1,000㎡、階数3以上であること			①特定の工事の工事費用に応じて決定	-	補強設計:1/2 耐震改修工事:1/3	
東京都	高齢者自立支援住宅改修助成事業	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		・高齢者・身体障害者のみ ・年齢要件(おおむね65歳以上の高齢者) ・介護認定を受けている者(非該当者含む)	住宅を新築する場合は対象外。 発注者の住民票上の住所たる住宅であること。		③その他	条件によっては介護保険住宅改修事業や耐震改修との併用可能であるが、単独での利用も可能	①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費用の9割を助成。上限20万円。 ※生活保護者は費用の1割が助成される	
東京都	墨田区重度身体障害者(児)日常生活用具給付住宅設備小規模改修	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		高齢者・身体障害者のみ			③その他	介護保険対象者を除く	①特定の工事の工事費用に応じて決定	要件に応じた工事費用で決定	原則90% ただし課税状況により本人負担により、95%、100%もあり
東京都	墨田区重度身体障害者住宅設備改善費助成(住宅設備改善費の助成)	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		高齢者・身体障害者のみ	新築工事に併せて実施する改善については対象外		③その他	介護保険対象者は介護保険住宅改修費の支給限度を超える場合に限る。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	要件に応じた工事費用で決定	原則90% ただし課税状況により、本人負担の上限あり
東京都	墨田区重度身体障害者住宅設備改善費助成(住宅設備改善費の助成)	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		高齢者・身体障害者のみ	新築工事に併せて実施する改善については対象外		③その他	介護保険対象者は介護保険住宅改修費の支給限度を超える場合に限る。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	要件に応じた工事費用で決定	原則90% ただし課税状況により、本人負担の上限あり
東京都	墨田区重度身体障害者住宅設備改善費助成(屋内移動設備費・階段昇降機設置費の助成)	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		高齢者・身体障害者のみ	新築に併せての設置も対象とする		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	要件に応じた工事費用で決定	原則90% ただし課税状況により、本人負担の上限あり。
東京都	墨田区重度身体障害者住宅設備改善費助成(屋内移動設備費・階段昇降機設置費の助成)	墨田区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		高齢者・身体障害者のみ	新築に併せての設置も対象とする		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	要件に応じた工事費用で決定	原則90% ただし課税状況により、本人負担の上限あり。
東京都	墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度	墨田区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	区内にある建物の所有者(個人、マンションの管理組合、中小企業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人等)	特になし	③その他	原則として、国、都の補助金がある場合は、受給すること。太陽光発電システムについては国の補助制度の価格要件を満たすことが要件となる。	⑥その他	別紙のとおり	別紙のとおり
東京都	墨田区雨水利用促進助成金交付要綱	墨田区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	小規模タンクについては、区が指定する雨水タンクに限る	特になし	④要件なし		⑥その他	・地中埋方式タンク:1m3あたりの助成金額(4万円)×有効貯水量 ・中規模タンク:1m3あたりの助成金額×有効貯水量(総量が10m3またはステンレス製の場合12万円、高密度ポリエチレンの場合4万5千円) ・小規模タンク:本体価格の1/2	

地方公共団体におけるリフォームに関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	補助率等	
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他 備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) 備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし 備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし 備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし 備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③工事費用に応じて決定 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他 備考			
東京都	身体障害者住宅設備改善費の給付	江東区	②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	特になし	③その他	介護保険制度や高齢者事業の適用を受ける方は給付対象とならない場合があります。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	原則とてかかった費用の9割を給付(1割自己負担)
東京都	住宅修築資金融資あっせん	品川区	⑤リフォーム促進	⑤リフォーム促進	⑤要件なし	③その他の要件	20歳以上、所得1200万円以下かつ年間返済額の3倍以上、区民税滞納なし、対象となる住宅に引続100㎡以上居住	改修は要件なし、建て直し工事は建て床面積50~80㎡		②工事費用に応じて決定	利子補給金利一般: 1.2% 新築: アスベスト-1.9% 一括信用保証料の1/2
東京都	住宅改善工事助成	品川区	⑥その他	バリアフリー改修およびエコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	③その他の要件	区内居住者またはマンション管理組合・賃貸住宅オーナー、区内業者利用、区民税の滞納なし、対象住宅に居住していること など	①		①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用
東京都	住宅・建築物耐震改修等支援事業	品川区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	建物所有者。 但し共有建築物の場合は合意された代表者。	耐震診断結果が木造住宅についてはIW値1.0未満、その他についてはS値0.6未満のもの	①ほかの補助事業との併用は不可	②工事費用に応じて決定	耐震改修工事に要する費用
東京都	省エネルギー設備導入助成事業	品川区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内で設置工事対象住宅を所有し居住している方、区内で設置工事対象住宅を新築もしくは購入後に所有し、当該住宅に居住する方、区内で設置工事対象住宅を賃借している方は対象設置工事について所有者の同意を得ていること、住民税を滞納していないこと など	-	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	機器本体及びこれに附属する機器、並びに設置工事に関する費用
東京都	新エネルギー機器導入助成事業	品川区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内で設置工事対象住宅を所有し居住している方、区内で設置工事対象住宅を新築もしくは購入後に所有し、当該住宅に居住する方、区内で設置工事対象住宅を賃借している方は対象設置工事について所有者の同意を得ていること、住民税を滞納していないこと など	-	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	機器本体及びこれに附属する機器、並びに設置工事に関する費用
東京都	生垣助成	品川区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	住宅・事務所等の土地所有者又は管理者	品川区中高層建築物等の建設に関する助産指導事業等の適用を受ける事業者及び品川区みどりの条例に基づき緑化計画書の提出を義務付けられた方は対象としない	③その他	①特定の工事の工事費用に応じて決定	助成対象設備の設置(既存庫については撤去)にかかる費用
東京都	屋上緑化等助成	品川区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	屋上、壁面等を緑化する建築物の所有者	「みどりの条例」に基づく緑化計画書の提出が求められる物件に関しては、基準を上回った部分が対象となる	③その他	①特定の工事の工事費用に応じて決定	助成対象設備の設置にかかる費用
東京都	雨水浸透施設設置助成	品川区	④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	浸透施設を設置する土地の所有者等	対象除外区域あり	④要件なし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	—
東京都	雨水利用タンク設置助成	品川区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	雨水利用外ヶを設置する方	—	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	—
東京都	防水板設置等工事助成	品川区	④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	防水板を設置する住宅・店舗・事務所等の所有者又は使用者	H15.4以降新たに現況地盤面より限り下げた土地利用を行う建築物等は除外	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	—
東京都	目黒区建築物耐震診断助成(木造)	目黒区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	区と委託契約を締結した耐震診断士	昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅・共同住宅等で建築基準法に適合	④要件なし	⑥その他	全額区が負担
東京都	目黒区建築物耐震診断助成(非木造)	目黒区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	東京都建築士事務所協会目黒支部を耐震診断機関とする	昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅等で建築基準法に適合	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断費用の50%
東京都	目黒区建築物耐震改修助成(木造)	目黒区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	区の登録施工業者が施工	目黒区木造住宅等耐震診断事業実施要綱に基づき耐震診断を受け、耐震基準に満たない診断された建築物	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修費用80%
東京都	目黒区建築物耐震改修助成(非木造)	目黒区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	①目黒区建築物耐震診断助成要綱に基づく耐震診断を受け、耐震基準に満たない診断された建築物 ・特定建築物は学校、病院、賃貸共同住宅、老人ホーム、幼稚園、保育所等に限定	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修費用の30%
東京都	目黒区耐震シェルター等設置支援事業	目黒区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	東京都が安価で提供できるとして都民に公表している耐震シェルター等取り扱い業者	年間所得額が200万円以下の世帯のうち、65歳未満の方(障害程度1級又は2級の人を除く)がいない世帯	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	設置費用全額(上限30万円)
東京都	木造住宅等除却工事助成	目黒区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	住民税・固定資産税完納者	昭和34年12月以前に建築された木造住宅で、簡易診断による耐震性が不足	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	除却費用の50%
東京都	目黒区住宅リフォーム資金助成	目黒区	⑤リフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	①一般リフォーム工事は区内業者の施行 ②バス・トイレ工事等は要件なし	建物登記があり建築確認済みの住宅	③その他	②工事費用に応じて決定	工事費用の5%
東京都	目黒区重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	目黒区	②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービス等十分配慮する。	自己の所有でない家屋に居住する者は、当該家屋の所有者又は管理者から設備の改善について承諾を得ること。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用(上限あり)
東京都	目黒区高齢者自立支援住宅改修給付事業	目黒区	②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	申請年度に目黒区と高齢者自立支援住宅改修協定を締結した施工業者。	区内に住民票がある65歳以上の高齢者で、介護保険の認定で要支援・要介護、または自立と判定された虚弱の方。工事完成まで認定期間があること。※その他要件あり。	③その他	①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費が給付限度額を超える場合は、各々の限度額分を給付。限度額以内の場合は、対象工事範囲内の費用分を給付。ただし、いずれの場合も各々の給付限度額のうち、原則1割の自己負担あり。

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A支援対象	補助内容について	補助率等
			分類 (以下の選択枝から選択) ①耐震改修 ②リペア/リノベ改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	分類 (以下の選択枝から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	分類 (以下の選択枝から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	分類 (以下の選択枝から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	分類 (以下の選択枝から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	分類 (以下の選択枝から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	備考	備考
東京都	平成23年度目黒区住宅用給エネルギー及び省エネルギー機器設置費用助成制度	目黒区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	申請者が居住する区内の住宅	④要件なし	設置経費の3分の1以下で、太陽光発電システムは上限12万円、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器は3万2千円、潜熱回収型給湯器は2万円	設置経費の3分の1以下で、太陽光発電システムは上限12万円、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器は3万2千円、潜熱回収型給湯器は2万円	設置経費の3分の1以下で、太陽光発電システムは上限12万円、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器は3万2千円、潜熱回収型給湯器は2万円
東京都	アスベスト分析調査費助成	目黒区	④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に建築物(平成18年9月30日以前に建築されたもの)を所有する者	特になし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	分析調査費	分析調査費の1/2
東京都	○大田区耐震化助成事業 ・耐震診断助成	大田区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。 住民税を滞納していない者。 法人住民税を滞納していない者。 共同で所有する場合は、共有者によって合意された代表者。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断や設計、耐震改修工事等に要した費用 ※リフォーム工事は除く	①木造住宅 要する費用の2/3 ②非木造住宅 要する費用の2/3 ③マンション 要する費用の2/3 ④緊急輸送道路沿道建築物 要する費用の4/5
東京都	○大田区耐震化助成事業 ・耐震改修計画・設計助成	大田区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。 住民税を滞納していない者。 法人住民税を滞納していない者。 共同で所有する場合は、共有者によって合意された代表者。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断や設計、耐震改修工事等に要した費用 ※リフォーム工事は除く	①木造住宅 要する費用の2/3 ②非木造住宅 要する費用の2/3 ③マンション 要する費用の2/3 ④緊急輸送道路沿道建築物 要する費用の2/3
東京都	○大田区耐震化助成事業 ・耐震改修工事助成	大田区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	①対象建築物の所有者。ただし、事業者は、中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。 ②住宅の場合、申請者世帯に高齢者・障害者が居住するか、世帯全員が住民税非課税の場合、優遇措置あり。 ③住民税を滞納していない者。 ④法人住民税を滞納していない者。 共同で所有する場合は、共有者によって合意された代表者。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断や設計、耐震改修工事等に要した費用 ※リフォーム工事は除く	・住宅 一般 要する費用の1/2 高齢者等 要する費用の2/3 マンション 要する費用の1/2 -緊急輸送道路沿道建築物 要する費用の2/3
東京都	○大田区耐震化助成事業 ・不燃化建替え工事助成	大田区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	対象建築物の所有者。ただし、事業者は、中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。 住民税を滞納していない者。 法人住民税を滞納していない者。 共同で所有する場合は、共有者によって合意された代表者。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断や設計、耐震改修工事等に要した費用 ※リフォーム工事は除く	要する費用の1/2
東京都	○雨水浸透施設設置事業	大田区	④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	①大田区内の修繕工事をしようとする住宅に現在お住まいになっている所有者又はその配偶者、親子若しくはその配偶者である方。②年齢が満20歳以上であること。③特別区民税及び都民税を滞納していないこと。④前年の所得金額が、1200万円以内であること。⑤年間返済額の4倍以上の収入(前年分)があること。	①ほかの補助事業との併用は不可	⑥その他	標準工事費を設定	40万円まで全額助成
東京都	○大田区住宅修繕資金融資あっせん制度	大田区	④災害予防	③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	①大田区内の修繕工事をしようとする住宅に現在お住まいになっている所有者又はその配偶者、親子若しくはその配偶者である方。②年齢が満20歳以上であること。③特別区民税及び都民税を滞納していないこと。④前年の所得金額が、1200万円以内であること。⑤年間返済額の4倍以上の収入(前年分)があること。	①ほかの補助事業との併用は不可	⑥その他	利子補給	貸付期間8年、利子100%補給
東京都	○大田区住宅リフォーム助成事業	大田区	⑤リフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	①大田区民。②工事対象住宅に居住していること。③工事対象住宅の所有者又は賃借人であること。④特別区民税及び都民税を滞納していないこと。④区の助成制度、保険給付制度を利用される場合は、自己負担が生ずること。⑤すでにこの制度の助成を受けしていないこと。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		工事費用の5%(10万円を上限)
東京都	壁上・壁面緑化助成	世田谷区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	-区内に壁上・壁面緑化を整備する建物	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	○壁上緑化 植栽基礎部分 ○壁面緑化 植物の端から端までの面積または、補助材の面積	○壁上緑化 2万円/㎡ ○壁面緑化 1万円/㎡ ※併せて上限50万円(助成対象経費の1/2を限度)
東京都	雨水タンク設置助成	世田谷区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	区内で建物に雨水タンクを設置するもの	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	○雨水タンク 屋根に隣った雨水を使用するもので、製品として販売されており、一般に購入可能なもの 500ℓ以下 1建物につき1基まで	本体購入費及び設置経費の1/2 ※上限設置経費5千円 合計額3万5千円
東京都	住宅用太陽光発電システム機器設置費用補助金	世田谷区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	世田谷区に居住し、又は新築及び改築により、これから居住する住宅に機器を設置する方。集合住宅の共用部の電力をまかなうために機器を設置する方	④要件なし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	○補助対象経費(システム価格) 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線、配線器具の購入・据付、余剰電力販売用電力計	
東京都	高効率給湯器設置推進事業	世田谷区	③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	世田谷区に居住し、又は新築及び改築により、これから居住する住宅に機器を設置する方。賃貸住宅に居住し、住宅の所有者から設置の承諾を得た方	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		
東京都	耐震改修	世田谷区	①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	木造住宅の耐震改修工事の助成については、1個人所有の建築物に限る	③その他	昭和56年5月31日以前に建築された建築物で ○木造住宅 上部構造評点を1.0以上とする工事 ○非木造建築物 1.0以上とする工事	木造住宅 設計・監理費を含め上限100万円 非木造住宅 工事費用の3分の2 上限200万円 ※その他非木造の建築物については、構造・用途・地域によって助成内容が異なる	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等	
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	1-支援方法について	工事施工者	発注者	備考						備考
東京都	渋谷区木造住宅耐震改修助成事業	渋谷区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	区に耐震診断を受け、所有者自身が居住している。	区の耐震診断の結果、上部構造評定が1.0未満の住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		設計、耐震改修工事等に要した費用に限る。工事費については32,600円/mを限度とする。	改修工事等に要した費用の2分の1(高齢者等、工事費用が50万円以下50万円を超えた2/3を加えた額)		
東京都	渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業	渋谷区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件		③その他の要件	区に登録したコンサルタント(建築士)	昭和56年6月以前に建築された木造2階建て以下の建物で、所有者の自己居住用のもの	①ほかの補助事業との併用は不可		⑥その他	自己負担無し		
東京都	住宅修繕資金融資あっせん事業	渋谷区	①耐震改修		③利子補給	⑤		③その他の要件	(1)区内に引き続き1年以上居住している方又は区内に引き続き1年以上居住している親族と同居する方であること。 (2)申込人は同居する親族の所有する家屋であること。 (3)償還完了時の年齢が75歳未満であること。 (4)十分な返済能力があること。 (5)住民税を滞納していないこと。 (6)連帯保証人1人が必要。ただし、金融機関よりの了解が得られればこの限りではない。 (7)期にこの要綱に基づき資金融資を受けていないこと。(水害による修繕工事を除く)。	違法建築でない住宅であること	①ほかの補助事業との併用は不可		⑥その他	利子補給による支援	10年間 利子補給率年1.9%のうち0.7%を補給	
東京都	渋谷区住宅簡易改修支援事業	渋谷区	⑥その他	住宅改修による安全性の向上及び快適な居住空間の確保並びに小規模事業者の振興による地域経済の活性化	①補助	④		④その他の要件	(1)住民登録または外国人登録をしている個人 (2)対象住宅の所有者、所有者の配偶者、親または子 (3)対象住宅に現に居住していること	一戸建て住宅(店舗等と兼用の場合は、住宅部分のみを対象)	①ほかの補助事業との併用は不可		②工事費用に応じて決定	消費税を除く5万円以上の工事費のうち20%を助成。ただし、上限は10万円まで		
東京都	渋谷区重度身体障害者(児)住宅設備改善費支給事業	渋谷区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		①身体障害者のみ			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	給付対象額の9割までを給付 ※非課税世帯は10割を給付 ※基準額を超えた分については自己負担		
東京都	高齢者住宅改修給付事業	渋谷区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	(1)予防給付 65歳以上で、介護保険の要介護認定で「非該当」と認定され、改修が必要と認められる方 (2)住宅改修設備給付 65歳以上で、介護保険の要介護認定で「要支援」「要介護」「非該当」と認定され、要件を満たした方	特になし	④要件なし		介護保険住宅改修給付と併用可。(住宅改修予防給付は除く)	対象工事費が給付基準額を超える場合は、各々の基準額分を給付。基準額以内の場合は、対象工事範囲内の費用分を給付。ただし、いずれの場合も各々の基準額のうち、自己負担1割と基準額を超えた分の全額。		
東京都	住宅資金等融資あっせん	中野区	④災害予防		③利子補給	⑤要件なし		③その他の要件	1.区内に引き続き1年以上居住している 2.住民税の滞納がない 3.ご本人または同居親族が対象となる住宅を所有している 4.申込時の年齢が20歳以上で、返済完了時に79歳未満 5.前年の所得が1200万円以下である	1.発注者または同居親族が所有する住宅 2.建築確認申請を必要とする場合は、確認済証と検査済証が得られる 3.アパート、店舗等との併用住宅の場合は自己居住部分 4.増築または改築の場合は、住宅部分の床面積が50㎡~175㎡(特例あり)	③その他		⑥その他	修繕資金の融資あっせん耐震改修の融資あつた併用のみできる。	利子補給による支援	10年間 利子補給率2.52%
東京都	耐震改修資金融資あっせん	中野区	①耐震改修		③利子補給			③その他の要件	1.区内に引き続き1年以上居住している 2.住民税の滞納がない 3.ご本人または同居親族が対象となる住宅を所有している 4.申込時の年齢が20歳以上で、返済完了時に79歳未満 5.前年の所得が1200万円以下である	区に登録した旅行者が工事を行うこと。	③その他		⑥その他	修繕資金の融資あつた耐震改修の融資あつた併用のみできる。	利子補給による支援	5年間 利子補給率3.02%
東京都	高齢者住宅改修助成	杉並区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	65歳以上で、介護保険の要介護認定で「非該当」と認定され、区が必要と認められる方	特になし	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	20万円を給付限度とし、本人所得により工事費用の割増は工事費用全額		
東京都	住宅用太陽エネルギー利用機器導入助成	杉並区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	自らが居住する住宅に設置すること(店舗併用住宅可)	特になし	④要件なし		④設置する設備の性能に応じた補助額を設定	4万円×太陽電池モジュール公称最大出力(Kw)上限額12万円		
東京都	省エネルギー機器導入助成	杉並区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	自らが居住する住宅に設置すること(店舗併用住宅可)	特になし	④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	蓄熱回収型給湯器(2万円)CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(5万円)ガス発電給湯器(5万円)燃料電池(15万円)	定額	
東京都	住宅修繕資金融資あっせん制度	杉並区	⑥その他	住宅ストックの活用	③利子補給	⑤要件なし		③その他の要件	①区内1年以上住所を有する者 ②自己所有又は配偶者・直系親族が所有する住宅 ③前年の所得が100万円以上1200万円未満 ④20歳以上、返済完了時70歳未満 ⑤住民税未滞納 ⑥連帯保証人を1名得られる(連帯保証人の要件者) ⑦現在同一の住宅について同制度を利用していない	専用住宅:床面積165㎡以下(特例240㎡以下) 賃貸用住宅:一戸あたりの居住面積25㎡	③その他		⑥その他	杉並区で行っている産業融資資金との併用は不可	工場の見積書の範囲	
東京都	雨水浸透施設設置助成	杉並区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	所有者が個人であること(法人は不可)	①敷地面積1,000㎡未満 ②現状で、雨水排水が下水に接続されている建物で、浸透施設の設置により下水の負担が軽減される場合。	④要件なし		⑥その他	標準構造の型式ごとに定めた助成率×出来高	限度額40万円	
東京都	水害予防住宅高床化工事助成	杉並区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし		①対象地域:区ハザードマップによる0.5m以上の浸水予測及び過去に水害のあった箇所を含む地区。 ②高床化構造基準を満たすこと。	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	既存住宅の場合は高床化に要した費用	高床化工事に要した費用の2分の1 限度額200万円	
東京都	防水板設置工事助成	杉並区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	個人であること	浸水の恐れがある住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	防水板設置工事等に要した費用の2分の1 限度額50万円		
東京都	住宅・建築物耐震改修事業	杉並区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	-建物の所有者 -他の補助金を受けていないこと -住民税等を滞納していないこと -大手企業所有でないこと	昭和56年6月以前に建てられた建物で、区の実施する診断の結果耐震性が劣る。	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断 -木造精密診断定期補助 -木造以外の精密診断1/2~1/4 耐震改修 -木造住宅 1/2 -木造以外1/2~1/4		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について												
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について		1-支援方法について		工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅		他の補助事業との関係		A)支援対象		(5)補助内容について		補助率等	
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②リフトアップ改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(有利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考
東京都	壁・壁面緑化助成制度	杉並区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内に建築物を所有または借りている者のうち壁・壁面緑化を行うもの。ただし次の者は除く。 ①国、地方公共団体その他これに準ずる団体 ②他の制度で壁・壁面緑化等補助金を受け取る者 ③当該年度において、既に本要綱の助成を受けている建物の所有者等				①ほかの補助事業との併用は不可		⑥その他		基準準則に対象面積を乗じたものと緑化工事等の経費の2分の1のいずれか小さい額が助成金額となる。	基準準則に対象面積を乗じたものと緑化工事等の経費の2分の1のいずれか小さい額が助成金額となる。			
東京都	耐震改修補助事業	豊島区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	-豊島区内に存する昭和56年5月31日以前に建築された、在来軸組構造による、階数が2以下の住宅(兼用住宅を含む)で、専用住宅部分が床面積の1/2以上であること。 -耐震設計に基づく耐震改修工事により、耐震診断の結果が上部構造評定1.0以上であること。 -建築基準法第24条第1項第8号に定める防火構造であるもの、又は耐震改修工事により同構造となるもの。 -建築基準法第43条に抵触しない敷地で、接する道路幅員12メートル以下のものであること。 -建築物(塙等を含む。)が豊島区狭あい道路採掘整備条例第2条に定める後述用地等の区域内に突出しないこと。 -その他建築基準法上、重大な疑義が認められないこと。			④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	助成の対象となる経費は、低耐力住宅の耐震改修工事に必要と認められる費用	助成対象経費の3分の2。ただし、当該金額が100万円を超える場合は、100万円とする。						
東京都	エコ住宅普及促進費用助成制度 ①太陽光発電	豊島区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-豊島区内において、自身が居住するための住宅又は居住を予定する住宅に、新たに対象機器を設置する方 -太陽光発電システム機器を設置する場合は、電力会社と電気契約を結ぶこと。 -機器の導入にあたっては、導入する機器が未使用であること。					④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		出力1キロワットあたり2万5千円					
東京都	エコ住宅普及促進費用助成制度 ②太陽熱温水器	豊島区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-豊島区内において、自身が居住するための住宅又は居住を予定する住宅に、新たに対象機器を設置する方 -機器の導入にあたっては、導入する機器が未使用であること。					①特定の工事の工事費用に応じて決定		設置に要する経費の10%					
東京都	エコ住宅普及促進費用助成制度 ③高効率給湯器など	豊島区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-豊島区内において、自身が居住するための住宅又は居住を予定する住宅に、新たに対象機器を設置する方 -機器の導入にあたっては、導入する機器が未使用であること。					③(工事費用にかかわらず)定額を補助		○住宅用潜熱回収型給湯器(エコジョーズ) 一律3万円 ○住宅用自然熱源CO2ヒートポンプ給湯器(エコネット) 一律5万円 ○住宅用ガス発電給湯機(エコウィル) 一律5万円					
東京都	エコ住宅普及促進費用助成制度 ④雨水貯留槽	豊島区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-豊島区内において、自身が居住するための住宅又は居住を予定する住宅に、新たに対象機器を設置する方 -機器の導入にあたっては、導入する機器が未使用であること。					①特定の工事の工事費用に応じて決定		設置に要する経費の50%(上限5万円)					
東京都	エコ住宅普及促進費用助成制度 ⑤省エネ改修等	豊島区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-豊島区内において、自身が居住するための住宅又は居住を予定する住宅に、新たに対象機器を設置する方 -機器の導入にあたっては、導入する機器が未使用であること。					③(工事費用にかかわらず)定額を補助		○高反射塗膜工事(日射の反射による対策としての屋根面の塗装工事) 一律2万円(最低塗面積35平方メートル以上100平方メートル未満) 一律4万円(塗面積100平方メートル以上)					
東京都	分譲マンションの耐震改修助成事業	豊島区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	マンション管理組合					②工事費用に応じて決定		耐震改修工事に要した費用の23%					
東京都	アスベスト分析調査費用の助成	豊島区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし					④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定		アスベストを含有している可能性のある吹付材等が使用されている区内の建築物について、専門調査機関によるアスベスト分析調査に要した費用(採取のための出張料を含む)					
東京都	マンション耐震化支援事業	北区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	マンション管理組合	旧耐震基準の北区内分譲マンション。加えて「耐震診断費用助成」、「耐震設計費用助成」及び「耐震改修費用助成」の場合、全戸数(ただし居住に要している住戸に限り)の半分以上の異なる区分所有者が存すること、建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けていること。			④要件なし	⑥その他	「耐震アドバイザー派遣」「簡易耐震診断派遣」は全額(実物支給) ●「耐震診断費用助成」は費用の1/3かつ100万まで ●「耐震設計費用助成」は費用の1/3かつ100万まで ●「耐震改修費用助成」は1/3かつ規模等に応じた以下の限度額 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:2,500万円 10,000㎡:3,000万円						
東京都	マンション建替・修繕計画支援事業	北区	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	マンション管理組合	北区内分譲マンション			④要件なし	⑥その他		●「老朽度判定調査(劣化診断)」に対する助成は費用の20%かつ20万円まで ●「アスベスト調査診断に対する助成」は費用の50%かつ10万円まで。					
東京都	住宅リフォーム支援事業	北区	⑥その他	定住化及び①②③のための工事	③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件		「改修後の住宅に居住する方」又は「居住する方の三親等以内の親族」であること。金融機関と締結するリフォームローン(公的融資を除きます)の金利優待契約書の契約者であること。その他要件あり。	「申請者」又は「申請者の三親等以内の親族」が居住する住宅。「申請者」又は「申請者の三親等以内の親族」が所有する住宅。その他要件あり。	③その他	他の同種の利子補給制度を受けない方及び住宅	⑥その他	1年間に返済した利子の50%かつ20万円まで。						
東京都	居住あんしん修繕支援事業	北区	⑤リフォーム促進	住宅の長寿命化、区民の定住化	①補助	②	③	区内施工業者	●区内に1年以上居住 ●住民税滞納なし ●工事後も一定期間以上居住すること	自己所有	①	②	②	10万円以上の修繕工事について、工事費用の20%(上限10万円)						
東京都	木造民間住宅耐震診断士等派遣事業	北区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	区が委託している耐震診断士	所有者かつ居住者であり、住民税を滞納していないこと	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、地上2階建て以下(地階なし)のもの		④要件なし	⑥その他	全額区が負担						

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について		補助率等		
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について	備考	1 支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象			
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用を要件としている ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	
東京都	北区木造民間住宅耐震化促進事業(耐震補強設計事業)	北区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	①木造住宅で地上2階以下(地階なし)のもの ②耐震診断の結果、総合評価が1.0未満のもの ③昭和56年5月31日以前に施工したもの ④建築基準法に著しい違反がなく、改修することにより解消されるもの		耐震補強設計に要した費用	耐震補強設計に要した費用の2/3		
東京都	北区木造民間住宅耐震化促進事業(耐震改修工事事業)	北区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	①木造住宅で地上2階以下(地階なし)のもの ②耐震診断の結果、総合評価が1.0未満のもの ③昭和56年5月31日以前に施工したもの ④建築基準法に著しい違反がなく、改修することにより解消されるもの		耐震改修工事に要した費用	耐震改修工事に要した費用の2/3		
東京都	北区耐震シェルター等設置支援事業	北区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	①対象建築物の居住者であり、住民税を滞納していない方 ②20歳以上60歳未満の者(障害等級1級又は2級を除く)がないこと ③申請者が属する世帯全員の所得合計額が年間200万円以下であること	昭和66年以前に着工した木造住宅で、地上2階建て以下(地階なし)のもの	これまで、「北区木造民間住宅耐震化促進事業」に基づく耐震改修工事費の助成を受けていない者	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震シェルター等の設置工事に要した費用の9/10	
東京都	雨水浸透施設設置工事助成事業	北区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①特定の工事の工事費用に応じて決定		
東京都	高齢者住宅改修費助成	北区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	・北区に住所のある65歳以上の在宅の方 ・介護保険の要介護認定を受けた方(非該当を含む) ・住宅改修が必要と認められた方	・既存の設備では身体状況において使用できない場合	・要支援、要介護の方は介護保険が優先	①特定の工事の工事費用に応じて決定	※各種目ごとに限度額の9割助成 ・生活保護は自己負担なし ・住民非課税世帯は0.5割 ・その他1割	
東京都	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成(住宅・事業所用) ①太陽光発電システム、太陽熱温水器	北区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・区内に居住又は居住する予定の方の場合は、その住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。区内に事業所を有する又は有する予定の場合は、その事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。区内の建築物における区分所有者の団体の管理者の場合は、その建築物の共有部分に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。	特になし	③その他	太陽光発電システム:1kw当たり4万円(国の助成を受ける場合)/1kw当たり8万円(国の助成を受けない場合)、太陽熱温水器:1㎡当たり5万円、		
東京都	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成(住宅・事業所用) ②断熱性建材・家庭用燃料電池装置	北区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・区内に居住又は居住する予定の方の場合は、その住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。区内に事業所を有する又は有する予定の場合は、その事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。区内の建築物における区分所有者の団体の管理者の場合は、その建築物の共有部分に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。	特になし	④要件なし	断熱性建材:⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 家庭用燃料電池装置③(工事費用にかかわらず)定額を補助	断熱性建材:以下の2つのうち、少ない方の金額①塗布面積1㎡当たり1,000円②助成対象経費の1/2、家庭用燃料電池装置5万円	
東京都	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成(住宅・事業所用) ③高効率給湯器など	北区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・区内に居住又は居住する予定の方の場合は、その住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。区内に事業所を有する又は有する予定の場合は、その事業所に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。区内の建築物における区分所有者の団体の管理者の場合は、その建築物の共有部分に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工する方。	特になし	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	002冷暖ヒートポンプ給湯器5万円、浴槽回収型給湯器2万円	
東京都	東京都北区重度身体障害者(現)住宅設備改善補助事業	北区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	区内居住者(入所・入院中の方は除く) 小規模住宅改修 年齢以上65歳未満で、①下肢又は体幹に係る障害の程度が1、2、3級②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 ただし、温水洗浄便座への取り替えについては上肢機能障害1、2級を併せ持つ者 中規模住宅改修 年齢以上65歳未満で、①下肢又は体幹に係る障害の程度が1、2級②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 屋内移動設備 年齢以上65歳未満で、①上肢、下肢又は体幹のいずれかに係る障害の程度が1級②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者 いずれも区民税所得割額が46万円未満であること	特になし(借家は家主の承諾が必要)	③その他	介護保険優先	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象の改修にかかる費用 小規模住宅改修 20万円 中規模住宅改修64万円 屋内移動設備 本体 97万9千円 設置費、35万3千円 を上乗せすることのうち1割自己負担(負担上限額あり)
東京都	荒川区木造建築物耐震化推進事業	荒川区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・建物の所有者 ・現在居住している ・区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準を満たしていない住宅	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震補強設計費の2/3(1/2) 耐震補強工事費の2/3(1/2) ()は買家の場合 高齢者世帯の場合2/3	
東京都	荒川区非木造建築物耐震化推進事業	荒川区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・建物の所有者 ・分譲マンションの場合は管理組合又は区分所有者 ・区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない ・現在居住している	昭和56年5月31日以前に建築された、新耐震基準を満たしていない住宅	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断費の2/3(1/2) 耐震補強設計費の2/3(1/2) 耐震補強工事費の2/3(1/2) ()は買家・賃貸マンションの場合	
東京都	荒川区住宅増修築資金融資あっせん事業	荒川区	⑤リフォーム促進		⑤利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	・建物の所有者又は使用者 ・申請者及び同居者の合計所得が1200万円以下 ・返済完了時の年齢が60才以下 ・区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	・住居部分が総床面積の1/2以上の住宅 ・共同住宅(分譲のみ)	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	区の指定した金融機関と契約(利率3.0%固定金利) 一般世帯:年0.9%(本人負担2.1%) 高齢者・心身障害者同居世帯:年1.2%(本人負担1.8%) 返済期間:7年以内	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 ①緑化	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・建物の所有者 ・区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	2万円/㎡または設置工事費の1/2のうち、どちらか小さい額	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 ②壁面緑化	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	・建物の所有者 ・区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	1万円/㎡または設置工事費の1/2のうち、どちらか小さい額	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等
			(2)リフォーム支援の分類について		1 一支援方法について		工事施工者		補助要件について							
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(有利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高給者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考						
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 雨水貯水機	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	(雨水槽容量/10リットル)×1千円または設置工事費の1/2のうち、どちらか小さい額	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 太陽光発電システム	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	2万円/1kw	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 LED照明器具	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	1千円/m ² または設置工事費のうち、1/2のどちらか小さい額	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 断熱性床盤	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	2万円/m ² (敷地面積)または設置工事費の1/2のうち、どちらか小さい額	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 断熱性窓枠	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	1万円/m ² (敷地面積)または設置工事費の1/2のうち、どちらか小さい額	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 LED照明器具	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	設置工事費の1/2(機器費用を除く)	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 断熱性床盤	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	設置費用の1/20	
東京都	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業 断熱性窓枠	荒川区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-建物の所有者 -区民税等税金及び国民健康保険料の滞納がない	特になし	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	設置費用の1/5	
東京都	リフォーム支援事業	板橋区	⑥その他	リフォーム事業者の情報提供と金融機関リフォームローンの金利優遇	区内協定金融機関のリフォームローンの金利優遇	④その他の要件	区内のリフォーム登録事業者	④要件なし	現に区内に存する自宅であればよい	④要件なし				⑥その他	特になし	特になし
東京都	板橋区木造住宅耐震化推進事業	板橋区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	特別区民税・都民税を滞納していないこと。	2階建て以下。	④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改善工事に要する費用	2分の1
東京都	住宅用新エネルギー省エネルギー機器導入補助事業	板橋区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内の自ら居住する住宅に新しく対象機器を設置する個人。 -申請時点において、設置工事が完了していないこと。 -平成24年3月19日までに設置完了報告書提出できること。 -特別区民税・都民税を滞納していないこと。		④要件なし				⑥その他	出力1kwあたり2.5万円	
東京都	住宅用新エネルギー省エネルギー機器導入補助事業	板橋区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内の自ら居住する住宅に新しく対象機器を設置する個人。 -申請時点において、設置工事が完了していないこと。 -平成24年3月19日までに設置完了報告書提出できること。 -特別区民税・都民税を滞納していないこと。		④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	補助対象設備の設置経費の100分の5
東京都	住宅用新エネルギー省エネルギー機器導入補助事業	板橋区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内の自ら居住する住宅に新しく対象機器を設置する個人。 -申請時点において、設置工事が完了していないこと。 -平成24年3月19日までに設置完了報告書提出できること。 -特別区民税・都民税を滞納していないこと。		④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	補助対象設備の設置経費の100分の5
東京都	住宅用新エネルギー省エネルギー機器導入補助事業	板橋区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内の自ら居住する住宅に新しく対象機器を設置する個人。 -申請時点において、設置工事が完了していないこと。 -平成24年3月19日までに設置完了報告書提出できること。 -特別区民税・都民税を滞納していないこと。		④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	補助対象設備の設置経費の100分の5
東京都	住宅用新エネルギー省エネルギー機器導入補助事業	板橋区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内の自ら居住する住宅に新しく対象機器を設置する個人。 -申請時点において、設置工事が完了していないこと。 -平成24年3月19日までに設置完了報告書提出できること。 -特別区民税・都民税を滞納していないこと。		④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	補助対象設備の設置経費の100分の5
東京都	戸建住宅耐震改修工事等助成事業	練馬区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	120万円の助成を受ける場合は所得制限あり	昭和56年5月以前に建築され、所有者が居住している一戸建ての住宅	③その他			耐震に係る他の補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事費用の3分の2(所得一定以下の場合は5分の4)	
東京都	民間建築物耐震改修工事等助成事業	練馬区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし		昭和56年5月以前に建築確認を受け、着工した分譲マンション	③その他			耐震に係る他の補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事費用の3分の1	
東京都	練馬区住宅修繕資金融資あっせん	練馬区	⑥その他	修繕資金の融資あっせん	④融資(有利子)	⑤要件なし	③その他の要件	-1年以上練馬区に在住 -20歳以上で償還完了時に70歳未満 -前年の所得が1,200万円以下 -区民税・軽自動車税の滞納がないこと -要連帯保証人	区内にある住宅で居住部分の床面積が175㎡以下の住宅	③その他			他の助成額を除いた額を対象	⑥その他	利子補給率0.0%~2.2%	
東京都	練馬区地球温暖化対策設備設置補助事業 ①太陽光発電設備	練馬区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内に在住していること。 -住民税の滞納がないこと。	区内の住宅であること 太陽電池の定格出力の合計が2kw以上であること。	③その他			補助を申請する設備について、区の他部署より補助を受けることは不可。 1世帯1申請。複数設備の申請は不可 国や都の補助制度との併用は可。	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額 ※ 設備ごとに補助上限額を設定	
東京都	練馬区地球温暖化対策設備設置補助事業 ②太陽光発電設備以外の設備	練馬区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-区内に在住していること。 -住民税の滞納がないこと。	区内の住宅であること	③その他			補助を申請する設備について、区の他部署より補助を受けることは不可。 1世帯1申請。複数設備の申請は不可 国や都の補助制度との併用は可。	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額 ※ 設備ごとに補助上限額を設定	
東京都	福祉のまちづくり整備助成	練馬区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	延床面積1000㎡以上の共同住宅の管理組合等		④要件なし				①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象バリアフリー改修工事にかかる経費の1/2	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について		補助率等		
			(2)リフォーム支援の分類について		1-支援方法について		工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅			他の補助事業との関係	
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(有利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考			分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他
東京都	耐震診断助成事業	足立区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	③その他の要件	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された居住用建物	①ほかの補助事業との併用は不可	類似の他制度との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	診断費用	○木造住宅・非木造住宅 定額 ○共同住宅 1/2
東京都	木造住宅耐震改修工事助成	足立区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	③その他の要件	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	-昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された居住用建物 -耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された木造住宅(共同住宅は除く)	①ほかの補助事業との併用は不可	類似の他制度との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費	1/2(1,000円未満切捨て)
東京都	非木造住宅耐震改修工事助成	足立区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	-昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された居住用建物 -耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された非木造住宅(共同住宅は除く)	①ほかの補助事業との併用は不可	類似の他制度との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費	1/2(1,000円未満切捨て)
東京都	共同住宅耐震改修工事助成	足立区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	-対象建築物の所有者(不動産業者は除く) -耐震改修計画について、評定及び認定を取得したもの	-昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された居住用建物 -耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された共同住宅 -分譲・賃貸問わず	①ほかの補助事業との併用は不可	類似の他制度との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費	1/3(1,000円未満切捨て)
東京都	住まいの改良助成	足立区	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	-この助成を受けた方いない世帯 -特別区長税を滞納していない方 -投資解除工事・手すりの設置工事については、原則65歳以上の方がいない世帯(分譲マンション共用部分除く)	-自己所有で自己居住の住宅(分譲マンションの専有部分含む) -分譲マンションの共用部分	①ほかの補助事業との併用は不可	類似の他制度との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費	1/10又は基準額と比較して低い額(1,000円未満切捨て)
東京都	アスベスト対策費の助成	足立区	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	区内に対象建築物を所有する個人	-平成元年以前に建設された建築物 -除去等工事完了日から引き続き5年間継続的に使用される建築物	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	対象工事費	○成分分析調査及び空気環境測定調査 1/2(1,000円未満切捨て) ○除去等工事 1/2(1,000円未満切捨て)
東京都	足立区接道部緑化工事助成制度	足立区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	幅員4.0m以上の道路に接する場所の緑化工事を行う方	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		○生垣設置: 12,000円/m ○植込地の設置: 12,000円/m ² ○フェンス等緑化の設置: 2,000円/m
東京都	足立区建築物緑化工事助成制度	足立区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	建築物に緑化工事を行う方	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		○屋上緑化(草本、土厚15cm未満): 工事費の1/2または5,000円/m ² の小さい方 ○屋上緑化(草本、土厚15cm以上): 工事費の1/2または15,000円/m ² の小さい方 ○屋上緑化(樹木、土厚30cm以上): 工事費の1/2または30,000円/m ² の小さい方 ○壁面緑化: 工事費の1/2または5,000円/m ² の小さい方
東京都	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	足立区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	区内の自ら居住する住宅(集合住宅を含む)に太陽光発電システムを設置した者		③その他	国や東京都の補助事業との併用可。	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		1kWあたりの金額に発電設備費大出力(kW表示とし、小数点以下2けた未満切捨て)を乗じて得た額 1kWあたり10万円
東京都	住宅用太陽熱利用システム設置費補助金	足立区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	区内の自ら居住する住宅(集合住宅を含む)に太陽熱利用システムを設置した者		②ほかの補助事業との併用を要件としている	原則として、財団法人東京都環境整備公社の補助金の交付決定通知を受けた太陽熱利用システムであること	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		○ソーラーシステム(強制循環式) 集熱器1m ² あたりの金額に集熱器全体の面積(m ² 表示とし、小数点以下2けた未満切捨て)を乗じて得た額 ○太陽熱温水器(自然循環式) 集熱器1m ² あたりの金額に集熱器全体の面積(m ² 表示とし、小数点以下2けた未満切捨て)を乗じて得た額
東京都	小型雨水貯留槽購入費補助金	足立区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	区内に居住している区民又は区内にある建物の所有者		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象機器の本体価格及び設置工事費の合計金額	1/2 (区が重点的にまちづくりを進めている地区等では3/4になる場合あり)
東京都	生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金	足立区	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	区内の自ら居住している住宅に機器を設置した区民		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象機器の本体価格	1/2
東京都	葛飾区木造建築物耐震診断助成	葛飾区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	③その他の要件	対象建築物の所有者	建築士法第2条による建築士で、社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部の会員である者、若しくは東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱第2条第8の耐震診断事務所に所属する者	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震診断に要する経費の2分の1以内
東京都	葛飾区木造建築物耐震改修設計助成	葛飾区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	③その他の要件	対象建築物の所有者	建築士法第2条による建築士で、社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部の会員である者、若しくは東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱第2条第8の耐震診断事務所に所属する者	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震改修設計に要する経費の2分の1以内
東京都	葛飾区木造建築物耐震改修助成	葛飾区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	対象建築物の所有者	葛飾区内に建築されたもの	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		耐震改修工事に要する経費の2分の1以内
東京都	葛飾区民間建築物耐震診断助成	葛飾区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	③その他の要件	①対象建築物の所有者 ②マンション管理組合の代表又は区分所有者の代表	葛飾区内に建築されたもの	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		①②耐震診断に要する経費の2分の1以内
東京都	葛飾区民間建築物耐震改修設計助成	葛飾区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	③その他の要件	①②対象建築物の所有者または管理者 ③マンション管理組合の代表又は区分所有者の代表	葛飾区内に建築されたもの	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		①②③耐震改修設計に要する経費の2分の1以内
東京都	葛飾区民間建築物耐震改修助成	葛飾区	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	①②対象建築物の所有者または管理者 ③マンション管理組合の代表又は区分所有者の代表	葛飾区内に建築されたもの	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工事の工事費用に応じて決定		①②③耐震改修工事に要する経費の2分の1以内 ④5,000円超は経費の3分の1以内

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について	(3)支援方法について	(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等			
			1-支援方法について	工事施工者									
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考			
東京都	省エネ設備・機器整備費助成金	葛飾区	③エコリフォーム促進		③その他の要件	区内に住民登録をされている方で、区内にある自ら居住する住宅に新たに設置し使用する個人の方。前年度の特別区民税・都民税を滞納していないこと。対象設備・機器について区他の助成制度を受けていないこと。	特になし	④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額		
東京都	太陽光発電システム設置助成	葛飾区	③エコリフォーム促進		③その他の要件	区内に住民登録をされている方で、区内にある自ら居住する住宅に新たに設置し使用する個人の方。前年度の特別区民税・都民税を滞納していないこと。対象設備・機器について区他の助成制度を受けていないこと。	建築基準法その他の法令等に適合するものであること。集合住宅は対象外	④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	(1)太陽光発電システム:1kw当たり80,000円に太陽電池の最大出力を乗じた額 限度額400,000円 (2)電力計計測用メーター:設置費用に応じて 限度額10,000円		
東京都	雨水貯水槽設置費補助	葛飾区	③エコリフォーム促進		③その他の要件	区内にある住宅などに雨水貯水槽(容量100ℓ以上)を設置し、設置者本人が引き続き雨水利用を行う方。		④要件なし		②工事費用に応じて決定	(1)小型雨水貯水槽(100ℓ以上500ℓ以下) 本体及び設置費用の1/2 限度額25,000円 (2)大型雨水貯水槽(500ℓ以上) 本体及び設置費用の1/2 貯水容量100ℓあたり5,000円で計算し50,000円を限度とする		
東京都	地球環境保全融資あっせん	葛飾区	③エコリフォーム促進		③その他の要件	前年所得2千万円以下、区民税滞納無し、区内1年以上居住、20歳以上		③その他	国、都の補助金との併用可。ただし区他の助成制度との併用不可。	⑥その他	利子補給 利率2.1%(うち本人負担0.7%区補助1.4%) 償還期間5年 償用保証料補助	利子補給	
東京都	民間建築物バリアフリー化整備費助成	葛飾区	②バリアフリー改修		④要件なし		東京都福祉のまちづくり条例による届出義務のない施設(200㎡以下で不特定多数の人が利用する施設)を対象とする。ただし、個人の住宅や集合住宅は対象外。	④要件なし		助成対象となる経費は、東京都福祉のまちづくり条例施行規則表第3、第5、第7から第9、及び第11までの規定に基づき都市施設の整備に支出した費用とする。	助成額は、対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)とする。		
東京都	・施設高齢者自立支援住宅改修費助成事業	葛飾区	②バリアフリー改修		④その他の要件	区と協定を結んでいる事業所に限る	65歳以上で区内に住所を有する在宅の特定高齢者及びこれに準ずる方のうち、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められた方	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	助成対象となる住宅改修に要する経費のうち10分の9		
東京都	・施設高齢者住宅設備改修費助成事業	葛飾区	②バリアフリー改修		④その他の要件	区と協定を結んでいる事業所に限る	65歳以上で区内に住所を有する要支援・要介護の状態にある高齢者で、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められた方	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	助成対象となる住宅改修に要する経費のうち10分の9		
東京都	耐震コンサルティング派遣事業	江戸川区	①耐震改修		④その他の要件	区が委託契約した建築士	昭和56年5月以前の自己所有住宅にお住まいの方	④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	全額補助(診断費用を無料とする。(件あたり4.2万円))		
東京都	戸建住宅耐震改修設計助成事業	江戸川区	①耐震改修		③その他の要件	昭和56年5月以前の自己所有住宅にお住まいの方	上段の事業で耐震性に課題があると診断された住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	設計等費用の80%補助(限度額【木造】30万円、【非木造】145万円)		
東京都	戸建住宅耐震改修工事助成事業	江戸川区	①耐震改修		③その他の要件	昭和56年5月以前の自己所有住宅にお住まいの方	上段の事業で耐震改修後の安全性が確保される設計をした住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事費用の23%(限度額【木造】75万円、【非木造】100万円)※世帯世帯非課税世帯:耐震改修工事費用の2/3(限度額【木造】100万円、【非木造】150万円)		
東京都	住宅リフォーム資金融資あっせん	江戸川区	⑤リフォーム促進		③その他の要件	①江戸川区民であること。 ②住宅所有者もしくは、住宅所有者と同居する直系親族。 ③住民税を滞納していないこと。 ④十分な返済能力があること。 ⑤現在のこの制度の利用者・連帯保証人ではないこと。 ⑥確実な連帯保証人がいること。など。	建築基準法等の関係法令を遵守している、区内の既存住宅であること(住宅の形態により制限あり)。	④要件なし		⑥その他	利子補給	年2.0%(優遇措置当該工事は1.5%)の融資利率を超える利子部分を区で負担。	
東京都	住まいの改造助成(熟年者)	江戸川区	②バリアフリー改修	自己負担なしの改修	④その他の要件	熟年者の改修に相応しい協定業者	日常生活において介護を必要とする熟年者	③その他	支援対象のところで「住宅所有者」としたが、借家(間)も家主の許可があれば可	介護保険制度の対象となる方は、介護保険の住宅改修費が優先される	⑥その他	自己負担無し	なし
東京都	住まいの改造助成(障害者)	江戸川区	②バリアフリー改修	自己負担なしの改修	④その他の要件	障害者の改修に相応しい協定業者	障害者	④要件なし	なし	介護保険や設備改善の小規模改修の上乗せとしている	⑥その他	自己負担無し	なし
東京都	居住環境整備補助金(木造住宅耐震改修工事)	八王子市	①耐震改修		③その他の要件	市が指定する施工業者団体に属する事業者でかつ団体から八王子市に推薦されている市内業者	・対象住宅を所有及び居住している個人 ・市税の滞納がないこと ・八王子市木造住宅耐震診断補助金交付を受けた方	新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に在来工法により建築された住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の2分の1以内		
東京都	居住環境整備補助金(木造住宅簡易耐震改修工事)	八王子市	①耐震改修		③その他の要件	市が指定する施工業者団体に属する事業者でかつ団体から八王子市に推薦されている市内業者	・対象住宅を所有及び居住している個人 ・市税の滞納がないこと	新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に在来工法により建築された住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の20%以内		
東京都	木造住宅耐震診断補助事業	八王子市	①耐震改修		④その他の要件	東京都建築士事務所協会八王子支部による診断	・対象住宅を所有及び居住している個人 ・市税の滞納がないこと	新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に在来工法により建築された住宅	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	診断費用の3分の1かつ7万円を限度		
東京都	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(診断)	八王子市	①耐震改修		④要件なし		新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に在来工法による建築物	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定			
東京都	緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(補強設計)	八王子市	①耐震改修		④要件なし		新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に在来工法による建築物	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定			
東京都	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	八王子市	①耐震改修		④要件なし		新耐震基準(昭和56年6月1日施行)施行前に在来工法による建築物	④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額		
東京都	居住環境整備補助金(加齢対応バリアフリー化改修工事)	八王子市	②バリアフリー改修		③その他の要件	市が指定する施工業者団体に属する事業者でかつ団体から八王子市に推薦されている市内業者	・対象住宅を所有及び居住している個人 ・市税の滞納がないこと ・65歳以上の世帯員がいること	自ら居住する市内の住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の20%以内		
東京都	高齢社会対策区市町村包括補助事業	八王子市	②バリアフリー改修		③その他の要件		日常生活の動作に困難がある65歳以上の方	③その他	介護保険を優先	①特定の工事の工事費用に応じて決定	定額		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等
			補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係						
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①高年齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料数量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	
東京都	居住環境整備補助金(省エネルギー化・長寿命化改修工事)	八王子市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	市が指定する施工業者団体に属する事業者でかつ団体から八王子市内に属している市内業者			自ら居住する市内の住宅	①ほかの補助事業との併用は不可			①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の20%以内
東京都	居住環境整備補助金(太陽エネルギー等利用設備工事)	八王子市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	契約業者または施工業者が八王子市内に事業所または営業所の存する業者			自ら居住する市内の住宅	②ほかの補助事業の利用を要件としている	国の補助事業(J-REC-FCI)の申請受理決定を受けていることが条件となる(市の補助事業との併用は不可)		①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事費用の20%以内
東京都	雨水浸透施設設置補助金	八王子市	⑥その他	地下水の函蓋	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	八王子市排水設備工事指定工事が施工			仮設住宅でない 売買を目的としない	④要件なし			⑥その他	標準工事費単価に設置数量を乗じて得た額 工事費用と標準工事費の少ない額の9/10
東京都	立川市木造住宅耐震改修等工事助成事業	立川市	①耐震改修		①補助	④その他の要件	③その他の要件	①建築法第3条の許可を得た業者で ②指定したテキストを用いた講習を受講した業者				④要件なし		②工事費用に応じて決定	工事費用の2分の1(上限あり)	
東京都	立川市木造住宅簡易耐震診断及び耐震診断助成事業	立川市	①耐震改修		①補助	④その他の要件	③その他の要件	①簡易耐震:立川市シルバー人材センター建築士 ②耐震診断:東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の登録業者				④要件なし		②工事費用に応じて決定	工事費用の2分の1(上限あり)	
東京都	立川市住宅太陽エネルギー利用機器設置費助成事業	立川市	③エコリフォーム促進		①補助	⑤要件なし	③その他の要件	①対象機器の設置者 ②対象機器設置済住宅の購入者 ③市税等の滞納がない者				④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	①≧50,000×最大出力(上限あり) ②≧4,500×集熱器面積(上限あり) ③≧8,250×集熱器面積(上限あり)	
東京都	立川市雨水浸透施設設置費助成事業	立川市	④災害予防		①補助	④その他の要件	③その他の要件	①建物所有者 ②市税等の滞納がないこと				④要件なし		②工事費用に応じて決定	設置基準の標準工事単価×設置数と工事にかした費用のいずれか少ない額	
東京都	立川市住宅用高効率給湯器等設置費助成事業	立川市	③エコリフォーム促進		①補助	⑤要件なし	③その他の要件	①対象機器の設置者 ②対象機器設置済住宅の購入者 ③市税等の滞納がない者				④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額	
東京都	立川市生ごみ処理機器購入費補助金交付事業	立川市	③エコリフォーム促進		①補助	⑤要件なし	④要件なし					④要件なし		⑥その他	本体購入額の1/2、本体価格に消費税及び送料含まず	
東京都	立川市高齢者自立支援住宅改修給付事業	立川市	②バリアフリー改修		①補助	④その他の要件	③その他の要件	市助成額を業者が後日請求できること			65歳以上で介護保険法による認定申請を行っていること	③その他		①特定の工事の工事費用に応じて決定	限度額内の90%を補助	
東京都	立川市住宅建築資金等利子補給事業	立川市	⑤リフォーム促進		③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	①指定の金融機関とローン契約した者 ②世帯の所得が600万円以下 ③その他				①ほかの補助事業との併用は不可		⑥その他	住宅ローン利率の1/2を限度とし、かつ1%以内。補給期間は5年とする。	
東京都	耐震アドバイザー派遣事業	武蔵野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				昭和56年以前に建築された木造住宅	④要件なし		⑥その他	診断士を派遣	
東京都	民間住宅耐震診断助成	武蔵野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				昭和56年以前に建築された住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	診断費用の2/3	
東京都	民間建築物耐震診断助成	武蔵野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				-昭和56年以前に建築された民間建築物 -昭和57年以降に建築された住宅 -個人所有に限る	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	一般診断、簡易診断ともに1/2	
東京都	安全にぎわいのまちづくり促進型耐震助成	武蔵野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				商業・近隣商業地域内の延べ床面積3,000㎡未満の事業用建物	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	診断、補強設計、改修ともに1/2	
東京都	武蔵野市民間住宅耐震改修助成事業	武蔵野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				耐震診断の結果、耐震改修が認められたものであること	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修工事費用が対象 補助対象額に対する補助率 マンション:100分の50 マンション:100分の30	
東京都	二酸化炭素排出削減行動助成制度	武蔵野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件				在住市民または分譲マンション等の管理組合	特になし	③その他	国、都の補助制度との併用可。	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	太陽光発電設備については上限あり、最大出力(10kW未満)までに応じて補助額決定。その他の高効率給湯設備等は定額補助。
東京都	住宅改善事業	武蔵野市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	①60歳以上で要介護・要支援認定を受けている者 ②60歳から64歳までの介護保険制度に基づく特定疾病以外の者で、要支援相当以上と認められる者			住民登録のある住居	③その他	介護保険制度を優先	①特定の工事の工事費用に応じて決定	給付対象となる工事にかかる費用	補助対象工事の10分の9(生活保護世帯は10分の10) *基準額を超える部分は全額自己負担
東京都	住宅改善費給付事業	武蔵野市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	①高齢者・身体障害者のみ 小規模改修:障害児および65歳未満の身体障害者 大規模改修:障害児および65歳未満の身体障害者 屋内移動設備:障害児および身体障害者			新築工事に併せて実施する事は出来ない。但し屋内移動設備は除く。	③その他	介護保険適用者に関しては介護保険の住宅改修が優先適用される。但しそれでも不足する場合に限り上乗せ給付が可能。	現状状況により異なるが、原則上限額の9割を補助	定額	
東京都	雨水浸透施設助成事業	武蔵野市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	市指定排水施設業者			個人が所有する住宅等	③その他	国、都の補助制度との併用可。	⑥その他	設置した浸透施設の形状及び数量で決定 100分の100(ただし、補助上限額まで)	
東京都	三鷹市木造住宅耐震診断助成制度	三鷹市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				新耐震設計基準前に建築した市内の木造住宅	④要件なし		②工事費用に応じて決定	診断費用の2/3 診断費用の3分の2	
東京都	三鷹市木造住宅耐震改修助成制度	三鷹市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし				診断の結果、「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	3分の1、障害者世帯・高齢者世帯は2分の1	
東京都	高齢者自立支援住宅改修給付事業	三鷹市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	要介護認定の申請をし、既に結果の認定を受けている高齢者			高齢者の居住する住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	介護保険住宅改修との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置経費の10分の9	
東京都	雨水浸透ます設置工事	三鷹市	④災害予防			市で設置後に無償譲渡	④その他の要件	単価契約業者			個人所有の住宅及び15戸未満の共同住宅	④要件なし		⑥その他	屋根面積に応じて内径360mmの雨水浸透ますを設置 100% (設置後譲渡)	
東京都	新エネルギー導入助成金	三鷹市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件				新品であること 自ら使用する目的であること 転売を目的としないこと	④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	太陽光発電 燃料電池コージェネレーション 風力発電 その他市長が認める設備 1kWあたり2.5万円	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	(5)補助内容について		補助率等		
			(2)リフォーム支援の分類について		1-支援方法について		工事施工者		発注者				備考	備考		A)支援対象	備考
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考							
東京都	高効率給湯器導入助成金	三鷹市	③エコリフォーム促進		③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	新品であること 自ら使用する目的であること 転売を目的としないこと		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	自然冷熱ヒートポンプ給湯器 熱回収型給湯器 ガスエンジン給湯器	定額2万円		
東京都	アスベスト調査費助成	三鷹市	④災害予防		④災害予防	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	所有者自らが居住している建物の居住部分(店舗、事務所等は対象外)		④要件なし		②工事費用に応じて決定	調査機関の目視調査と定性定量分析調査	調査に係る経費の2分の1		
東京都	三鷹市家庭用生ごみ処理装置等購入費助成金	三鷹市	③エコリフォーム促進		③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	三鷹市民又は三鷹市内に事業所を有する者		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		1基の価格が3,000円以上のものについて、価格の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)。但し、2万円を上回った場合は2万円とする。		
東京都	青梅市地球温暖化対策住宅用機器設置費補助金交付	青梅市	③エコリフォーム促進		③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	-設置前申請が原則 -申請時点で市内に継続して1年以上居住 -自己が居住する住宅への設置(商業目的は不可) -納期の到来している市の完納	特になし	③その他		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	-太陽光発電装置(定額) 1kW～1.99kW 85万円 2kW～2.99kW 110万円 3kW～15万円(上限) -エコキュート 4万円 -エコウォール 4万円 -エコジョーズ 2万円 -ペレットストーブ 5万円	定額		
東京都	青梅市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	青梅市	②バリアフリー改修		②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(中規模改修) 6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害の程度が2級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(屋内移動設備) 6歳以上で、歩行できない状態で、上肢、下肢または体幹にかかる障害の程度が2級の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	申請時に既存の家屋(新築不可)	③その他		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	中規模改修(841,000円) 屋内移動設備 設置費 (353,000円) を上限に支援	定額		
東京都	青梅市住宅改修費助成事業	青梅市	②バリアフリー改修		②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	65歳以上の高齢者で要介護認定の判定を受けており、住宅改修が必要であると認められる方		④要件なし		②工事費用に応じて決定		工事費用の9割と補助限度額のいずれか少ない金額		
東京都	青梅市住宅整備資金融資	青梅市	⑤リフォーム促進		⑤リフォーム促進	③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	住宅居住者		④要件なし		⑥その他	融資実行時の住宅金融支援機構利率と長期プライムレートにより補給率決定	同左(20年以内)		
東京都	青梅市木造住宅耐震診断補助	青梅市	①耐震改修		①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	補助指「木造住宅の耐震診断と補修方法」講習修了者で建築士事務所協会の西多摩支部会員または東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の登録を受けた西多摩地区内に事務所を置く者		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		1/2(上限5万円)		
東京都	青梅市木造住宅耐震改修補助	青梅市	①耐震改修		①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	工事監理(施工業者に所属する者を除く)		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		1/2(上限50万円)		
東京都	民間木造住宅耐震改修等助成事業	府中市	①耐震改修		①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	①高齢者・身体障害者のみ	(1)府中市内に事業所を有し、建設業の建築工事業務許可を得て、耐震補強に関する講習会等を受講した者 (2)建設業の建築工事業務許可を得ている者 (3)、「(4)東京都耐震センター等設置支援事業要綱別表11に規定する耐震センター等		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定				
東京都	高齢者自立支援住宅改修費給付事業	府中市	②バリアフリー改修		②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	おおむね65歳以上で、住宅改修が必要と認められる方。 (1)～(3)は、要介護認定が「非該当」要支援・要介護の方。 (4)は、要介護認定が「非該当」の方のみ。		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事にかかる費用	<基準額> (1)浴槽改修 379,000円 (2)洗面台改修 156,000円 (3)便器洋式化 106,000円 (4)手すり設置等 200,000円 ※補助対象工事費が基準額以下の場合はその9割を助成。 基準額以上の場合には「(5)補助上限額」を助成。		
東京都	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	府中市	②バリアフリー改修		②バリアフリー改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	6歳～65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	補助対象工事にかかる費用	限度額まで助成		
東京都	エコハウス設備設置助成事業 ①雨水貯留槽、雨水浸透施設設置	府中市	③エコリフォーム促進		③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	府中市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する者で、地方税を滞納していない者	市民自ら居住するために用いる市内に存する家屋(事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。府中市地域まちづくり条例第17条第1項各号に掲げる開発事業により建築された家屋を除く。)	③その他		②工事費用に応じて決定	雨水浸透施設、標準工事費の5割で上限10万円、雨水貯留槽：本体と築台の購入に要する費用の5割で上限2万5千円			
東京都	エコハウス設備設置助成事業 ②太陽光発電システム	府中市	③エコリフォーム促進		③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	府中市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する者で、地方税を滞納していない者	市民自ら居住するために用いる市内に存する家屋(事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。府中市地域まちづくり条例第17条第1項各号に掲げる開発事業により建築された家屋を除く。)	③その他		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	太陽光発電システム：1kwあたりに3万円			
東京都	エコハウス設備設置助成事業 ③高効率給湯器等	府中市	③エコリフォーム促進		③エコリフォーム促進	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	府中市内に自ら居住し、または居住する予定の住宅に設備を設置する者で、地方税を滞納していない者	市民自ら居住するために用いる市内に存する家屋(事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。府中市地域まちづくり条例第17条第1項各号に掲げる開発事業により建築された家屋を除く。)	③その他		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	太陽熱高効率利用システム：3万円、ガスエンジン給湯器：3万円、二酸化炭素冷熱ヒートポンプ給湯器：3万円、家庭用燃料電池コージェネレーション：5万円			
東京都	昭島市木造住宅耐震診断補助事業	昭島市	①耐震改修		①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	建築年や納期に関する要件あり	昭和66年5月31日までに建てられた2階建て以下の建物	④要件なし		②工事費用に応じて決定		耐震診断に要した費用の3分の2以内		
東京都	昭島市木造住宅耐震改修補助事業	昭島市	①耐震改修		①耐震改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	上記の診断を受け、その時点による建築年や納期に関する要件あり	昭和66年5月31日までに建てられた2階建て以下の建物	④要件なし		②工事費用に応じて決定		耐震診断に要した費用の3分の1以内		

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等	
			(1)補助名称および実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅							他の補助事業との関係
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③親子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業との併用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考		
東京都	昭島市耐震シェルター等設置支援事業	昭島市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	①高齢者・身体障害者のみ	年間所得の制限あり		特になし			②工事費用に応じて決定	設置に要した費用の10分の9以内	
東京都	住宅用新エネルギー機器普及推進事業	昭島市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	④要件なし			特になし			④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		
東京都	調布市居住環境改善資金補助制度 ①防災・安全適応住宅改修	調布市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で、調布市耐震診断に基づく耐震改修工事が必要とされたもの		市内にある個人住宅、併用住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	市の他の同様の補助金、給付金及び助成金等を受けていないこと	①特定の工事の工事費用に応じて決定	工事経費の50%で上限が30万円	
東京都	調布市居住環境改善資金補助制度 ②快適生活適応住宅改修	調布市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし			市内にある個人住宅、併用住宅、個人名義で賃貸借している住宅の専有部分(手すり)を設置する工事に限り)及び集合住宅の専有部分	①ほかの補助事業との併用は不可	市の他の同様の補助金、給付金及び助成金等を受けていないこと	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の10%で上限が20万円	
東京都	調布市居住環境改善資金補助制度 ③太陽光を利用する住宅改修等	調布市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし			市内にある個人住宅、併用住宅、個人名義で賃貸借している住宅の専有部分及び集合住宅の専有部分	①ほかの補助事業との併用は不可	市の他の同様の補助金、給付金及び助成金等を受けていないこと	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の10%で上限が20万円	
東京都	調布市居住環境改善資金補助制度 ④二世帯住宅適応住宅改修 ⑤健康住宅適応住宅改修	調布市	⑥その他	二世帯住宅化、シックハウス対策	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし			市内にある個人住宅、併用住宅、個人名義で賃貸借している住宅の専有部分(手すり)を設置する工事に限り)及び集合住宅の専有部分	①ほかの補助事業との併用は不可	市の他の同様の補助金、給付金及び助成金等を受けていないこと	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事経費の10%で上限が20万円	
東京都	調布市木造住宅耐震診断助成制度	調布市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	市が指定する診断機関	④要件なし		昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅で、2階建て以下のもの、必ず所有者が住居として使用しているもの。	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	診断に要した経費の3分の2に相当する額(上限10万円)	
東京都	調布市分譲マンション耐震診断助成制度	調布市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	市が指定する診断機関	③その他の要件	分譲マンションの管理組合	-昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、及び工事に着手した3階以上(地階を除く。)の分譲マンションで、検査済証の交付を受けていること。 -延床面積が100㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物 -区分所有者が住所を有する住戸の面積の合計が当該分譲マンションの延床面積の2分の1を超える部分を占めるもの。	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	ただし区分所有者が住所を有する住戸の総数を除し、その利率に区分所有者が住所を有する住戸の数を乗じた額の2分の1相当額上限は100万円	
東京都	調布市住宅資金融資あっせん制度	調布市	⑥その他	*住宅の新築又は購入あるいは増改築及び修繕工事・住宅に付随する門扉、外構等の構築物の新設又は修繕工事・造園工事	③親子補給	⑤要件なし	③その他の要件	-市内に2年以上居住している方 -市税を完納している -所得が700万円以下 -年齢が70歳未満 -市の同様の貸付制度による融資を受けていない		建築基準法等の規定による許可条件に違反していないもの	①ほかの補助事業との併用は不可	市の同様の貸付制度による融資を受けていない	⑥その他	⑥その他(融資額による)	金融機関が融資決定する日の長期プライムレートに0.2%を加えた利率を適用する。その利率の6割を本人負担、4割が市の負担とする。市の負担は1.8%を上限。
東京都	調布市雨水浸透ます設置要綱	調布市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	雨水浸透ます設置の対象となる者は、市内の土地を所有する者又は所有者の承諾を得た者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、対象とならない。 (1) 国、地方公共団体、公社、公園その他の公共団体が設置する場合 (2) 各種法人が設置する場合 (3) 調布市開発事業指導要綱(平成17年調布市要綱第9号)第16第2項の規定により設置する場合 (4) 新築又は仮設建築物に設置する場合 (5) 不動産業者、建築業者等で売買等を目的とした土地又は建築物に設置する場合		1宅地6基までを上限とする。 屋根面積50㎡につき1基とする。	④要件なし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1宅地6基を上限とする雨水浸透ますの設置費用の全額		
東京都	調布市日常生活用具費支給事業	調布市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 東京都受の手帳交付要綱(昭和42年民児精発第58号)に基づき2度の手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		特になし	③その他	同一家で1回のみの可能。介護保険対象者は介護保険の住宅改修が優先となる。	小規模改修20万円、中規模改修64万1千円以上上限となる。例:工事費100万円の定額84万1千円が補助対象なので、15万9千円は利用者全額負担となる。		
東京都	高齢者住宅改修費給付事業	調布市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	予防給付 市内に在住し、要介護認定の結果が自立・非該当の認定を受けた方で、何らかの援助が必要な65歳以上の方 設備改修給付 ①浴槽の取替え等 ②洗し及び洗面台の取替え等 市内に在住し、何らかの援助が必要な65歳以上の方。 ③便器の洋式化等 市内に在住し、要介護高齢者又は要介護認定の結果が、要介護認定又は要支援認定を受けた方で、65歳以上の方。		市内で建築された住宅	③その他	要介護認定の結果、要介護及び要支援認定の通知を受けた方でも、介護保険法の住宅改修予防給付内容によっては、調布市高齢者住宅改修費給付事業の補助も可能。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	(1)生活保護世帯、(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者の世帯 (3)住宅改修事業の利用に係る年度の市民税が非課税の世帯 100分の10 上記(1)から(3)以外の世帯 100分の90
東京都	調布市地球温暖化対策住宅用機器購入費補助金	調布市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤	③その他の要件	対象者: -対象機器を自ら又はその家族が居住する市内の住宅に設置していること。ただし、住宅用機器が設置されている住宅を購入する場合には、補助金の対象としない。 -市内在住 -住宅用機器を自ら又はその家族が購入し、その代金の全額の支払が完了していること。 -過去に自ら又はその家族が、この要綱の補助金と改正前のこの要綱の補助を受けていないこと。 -1の対象住宅につき1回、住宅用機器1種類かつ1器を限度として交付する。			③定額を補助		エコジョーズ、エコキュート、エコウィル、エネファームなどに定額設定		
東京都	町田市木造住宅簡易耐震診断実施事業制度	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	調査士:市が指定した機関(NPO法人・顧問建築家機構)		対象住宅を所有かつ居住している個人	③その他	1住宅につき1回限り	⑥その他	技術者派遣	
東京都	町田市木造住宅精密診断事業助成制度	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	木造住宅耐震診断士:町田市に登録した町田市木造住宅耐震診断士の中から選定		対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	③その他	1住宅につき1回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定	助成対象経費の1/2	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について		補助率等		
			(2)リフォーム支援の分類について		1-支援方法について		発注者		リフォーム実施住宅		他の補助事業との関係				
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(有利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用に応じて決定 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	A)支援対象
東京都	町田市木造住宅耐震改修事業助成制度(耐震設計、簡易耐震設計)	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	市の助成制度に基づき精密耐震診断を行い耐震改修が必要であると診断された住宅	③その他	1)住宅につき1回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の1/2
東京都	町田市木造住宅耐震改修事業助成制度(耐震改修工事、簡易耐震改修工事)	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	市の助成制度に基づき精密耐震診断を行い耐震改修が必要であると診断された住宅	③その他	1)住宅につき1回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の1/2
東京都	町田市木造住宅耐震シェルター等設置事業助成制度	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	③その他の要件	対象住宅を所有かつ居住している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと	昭56年5月31日以前に着工された住宅で、2階建て以下の木造在来工法による戸建住宅(1/2以上を住宅として利用している併用住宅も含む)であり、市内に存するもの。	③その他	1)住宅につき1回限り	①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の1/2(一般世帯)、9/10(高齢者世帯※要件あり)
東京都	町田市分譲マンション耐震化促進アドバイザー助成制度	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件		③その他の要件	アドバイザー:耐震診断・設計に関して、必要な情報提供ならびに区分所有者の意識形成を進めるための助言・指導をする者で、市長が指定するもの。 設案まで事例が無いため、市は指定をしていないが、運用上「東京都の耐震化に関する支援制度の中で東京都マンション耐震化促進協議会の相談窓口である団体・法人を想定している。	分譲マンション管理組合	④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助		
東京都	町田市分譲マンション耐震診断事業助成制度	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	分譲マンション管理組合であり、耐震診断を受けることについて、区分所有者の半数以上の者の同意を得ること	・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭56年5月31日以前に建築確認を受けたもの。 ・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭56年5月31日以降に建築確認を受けた後、設計図書などの偽造を原因として建築時点で適合性を失っていたことが判明し、所管の特定行政庁から国土交通省にその旨が連絡されたもの。	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の2/3
東京都	町田市分譲マンション耐震改修事業助成制度(耐震設計)	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	対象となる分譲マンションの管理組合で、耐震改修設計を行うことについて、区分所有者の4分の3以上の者の同意を得ること	市の助成に基づき精密耐震診断を行った結果、耐震改修が必要であると診断された分譲マンション	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の2/3
東京都	町田市分譲マンション耐震改修事業助成制度(耐震改修工事)	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	対象となる分譲マンションの管理組合で、耐震改修工事を行うことについて、区分所有者の4分の3以上の者の同意を得ること	市の助成に基づき精密耐震診断を行った分譲マンション	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の2/3
東京都	町田市住宅改修助成制度	町田市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	市内に住所を有し対象住宅を所有している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと		③その他	高齢者、障害者を対象とした他の助成を受けることができる場合は併用不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成工事に要する経費の1/2
東京都	町田市住宅改修助成制度	町田市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	市内に住所を有し対象住宅を所有している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成工事に要する経費の1/2
東京都	町田市住宅改修助成制度	町田市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	市内に住所を有し対象住宅を所有している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成工事に要する経費の1/2
東京都	町田市住宅改修助成制度	町田市	⑥その他	二世帯住宅への改修	①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	市内に住所を有し対象住宅を所有している個人であり、既に納期の経過した市税の滞納がないこと		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成工事に要する経費の1/2
東京都	町田市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	町田市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし	・市内に存する昭56年5月31日以前に建築されたもの ・緊急輸送道路沿道の建築物 ・遠近建築物でないもの ・他の耐震化促進助成制度を受けていないもの ・町田市耐震改修促進計画第6条第3号に規定する建築物		④要件なし		⑥その他	(1)延べ面積1000㎡以下 2000円/㎡ (2)延べ面積1000㎡超～2000㎡以下 1500円/㎡ (3)2000㎡超 1000円/㎡	定額(単価)
東京都	町田市住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町田市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	市内に対象住宅を所有し居住している個人で、既に納期の経過した市税の滞納がないこと		④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額(単価)
東京都	町田市小規模雨水貯留槽設置補助事業	町田市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	市内に対象住宅に居住している個人で、既に納期の経過した市税の滞納がないこと		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定		助成対象経費の1/2
東京都	小金井市木造住宅耐震診断助成金	小金井市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	指定調査機関にて耐震診断を実施	④要件なし	昭56年5月31日以前に着工された木造住宅		④要件なし		②工事費用に応じて決定	耐震診断に要した費用	耐震診断に要した費用の2/3以内の額
東京都	小金井市木造住宅耐震改修助成金	小金井市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし	市が定める調査機関による耐震診断を受けた結果、耐震改修が必要と認められる住宅		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修に要した費用	耐震改修に要した費用の1/3以内の額
東京都	小金井市住宅増改築資金融資あっせん制度	小金井市	③エコリフォーム促進		③利子補給	⑤要件なし		④要件なし	工事が着工前である		③その他	この融資制度による融資を受けていない。	⑥その他	利子補給	貸付利率 年4.0%の1/2 (本人負担2.0%)
東京都	小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	小金井市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし			④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額
東京都	小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	小金井市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし			④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		定額
東京都	小金井市雨水貯留施設設置費補助金	小金井市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし			④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	設置する施設の購入費に対する補助	購入価格の1/2
東京都	生ごみ減量化処理機器購入費補助金	小金井市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		④要件なし		特になし	④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	生ごみ処理機を購入し、使用する者	購入金額の80% 上限5万円

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	(5)補助内容について	補助率等
			(2)リフォーム支援策の分類について		1-支援方法について									
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考						
東京都	小金井市高齢者自立支援住宅改修給付事業	小金井市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		【住宅改修予防給付】 介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」と認定された方のうち、身体的理由により住宅改修が必要と認められる虚弱の方 【住宅設備改修給付】 介護保険の要介護認定で「非該当(自立)」「要支援・要介護」と認定された方のうち、身体的理由により住宅設備改修が必要と認められる虚弱の方	特になし	住宅改修予防給付は介護保険の住宅改修と同じ内容なので介護保険の使用を優先する。 要介護の洋式化は介護保険で賄えない金額分だけ住宅設備改修給付に充当できる。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用	負担限度額の90%(市民税課税世帯)又は79%(市民税非課税世帯)ただし、工事が負担限度額を下回る場合には工事費の90%又は97%(10円未満は市が負担)
東京都	地域生活支援事業に係る障害者住宅改修	小金井市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	市の登録を受けた業者	【小規模住宅改修】 ・6歳以上85歳未満 ・下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、特設便所への取付については上肢障害2級以上の者。(介護保険対象者は介護保険で行う。) 【大規模住宅改修】 ・6歳以上85歳未満 ・下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 【屋内移動設備】 ・6歳以上で上肢、下肢又は体幹機能障害があり、歩行ができない状態で、かつ、障害の程度が1級の者 ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	市内の住宅(アパート、マンションについては大家の同意が必要)	③その他	②工事費用に応じて決定		生活保護・市区町村民税非課税……利用費負担10円 市区町村民税所得割額3.3万円未満……5%負担 市区町村民税所得割額3.3万円以上……10%負担 市区町村民税所得割額4.6万円以上……対象外 対象者18歳以上……本人及び配偶者の市区町村民税を確認 対象者18歳未満……本人又は本人の属する住民票に記載された世帯員の市区町村民税の確認
東京都	住宅改良資金融資あっせん事業	小平市	②バリアフリー改修		③利子補給		⑤要件なし		市内に3年以上居住し住民基本台帳に記載されていること。所轄税法に規定する世帯の所得が50万円以下であること。連帯保証人または取扱金融機関が認める信用保証が受けられること。20歳以上で、最終返済時において65歳以下であること。市税を滞納していないこと。現在の借居の借賃を滞らせていないこと。現在この制度の連帯保証人になっていないこと。高齢者資金は65歳以上のかたと同居または同居しようとするかた。心身障害資金は心身障害者(1~4級)、知的障害者(1~3級)のかたとおよびこれらのかたと同居または同居しようとするかた。		①ほかの補助事業との併用は不可	⑥その他	高齢者・心身障害者年利2%うち申込者利子1%市利子補給1%、8年以内(償還、一般年利2%申込者利子1.2%、市利子補給0.8%、5年以内)償還。	
東京都	木造住宅耐震診断費用補助金交付事業	小平市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	診断機関は、東京都建築士事務所協会北支部又は東京都住宅住宅耐震診断事務所登録制度に基づき耐震診断事務所とする	補助対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合を含む)	(7)-1に記載のほか特になし	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	木造住宅耐震診断費用	耐震診断に要する費用の2分の1
東京都	木造住宅耐震改修費用補助金交付事業	小平市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	耐震改修に係る建設業の許可を得ている者又は東京都地域住宅生産者協議会が主催する木造住宅耐震講習会を修了した者	補助対象住宅を所有する個人であること。ただし、補助対象住宅を共有する場合は、共有者全員によって合意された代表者であること。補助対象住宅の所有者が地主の場合は、土地所有者の承諾を得ていること。同一の補助対象住宅について、既にこの補助金の交付を受けていないこと。	(7)-1に記載の住宅について、耐震改修後の総合評価が1.0以上になること。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	木造住宅耐震改修費用	耐震改修に要する経費の3分の1
東京都	ブロック塀等の改善事業に対する補助金交付事業	小平市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		改善事業に係るブロック塀等の所有者	(7)-1に記載のブロック塀等について撤去、改修又は補修を行うことにより、建築基準法に定める技術的基準を満たすブロック塀等又は軽重かつ堅牢な材料を用いて倒壊の防止について十分配慮されたブロック塀等に改善すること。	④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	ブロック塀等改修費用	① 撤去に要する経費の10分の8(1m当たり8,000円限度) ② 改修・補強に要する経費と改修・補強するブロック塀等の長さ×1メートル当たり3万円を乗じて得た額とを比較して、少ない方の額の10分の5
東京都	新エネルギー・省エネルギー設置モニター助成事業 ①太陽光発電	小平市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		・市内在住・在住予定で、新エネ機器を設置(新品)し、使用する方 ・設置前に申請できる方 ・設置後2年間、市の定める小エネルギー効果報告書を提出できる方		④要件なし	④設置する設備の性能に応じて補助額を決定		・太陽光発電システム機器 出力1kW当たり5万円(上限10万円)
東京都	新エネルギー・省エネルギー設置モニター助成事業 ②高効率給湯器等	小平市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		・市内在住・在住予定で、新エネ機器を設置(新品)し、使用する方 ・設置前に申請できる方 ・設置後2年間、市の定める小エネルギー効果報告書を提出できる方		④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		・エコキュート 1機器当たり5万円 ・エコウォース 1機器当たり2万円 ・太陽熱利用システム機器 1機器当たり5万円 ・燃料電池 1機器当たり10万円 ・ガス発電給湯器 1機器当たり12万5千円
東京都	生垣造成補助金交付事業	小平市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし				④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	①生垣設置費用及び②既存ブロック塀等撤去費用	10分の9以内で、1mあたり①は14,000円、②は6,000円を上限
東京都	雨水浸透施設設置助成事業	小平市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た借家人		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	雨水浸透施設設置費用	屋根面積×500㎡/(工事費を上限とする)
東京都	日野市住宅リフォーム資金補助金 ①木造住宅耐震補強工事	日野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	(1) 市民及び市外在住者が市内に住宅を購入し、補助対象工事を完了後直ちに市民となり、引き続き市内に居住するものであること。 (2) 対象住宅の所有者であること。 (3) 市税及び国民健康保険税を、申込日現在滞納していないこと。 (4) 市で実施している各種資金の貸付制度において、申込日現在滞納していないこと。	個人住宅。ただし、集合住宅にあっては専有部分に限る。 建築指導課の耐震診断助成を受け、危険またはやや危険と診断された住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	日野市木造住宅耐震改修工事補助金との併用可能	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事の10%(上限20万円)	
東京都	日野市住宅リフォーム資金補助金 ②バリアフリー対応型住宅改修工事	日野市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	(1) 市民及び市外在住者が市内に住宅を購入し、補助対象工事を完了後直ちに市民となり、引き続き市内に居住するものであること。 (2) 対象住宅の所有者であること。 (3) 市税及び国民健康保険税を、申込日現在滞納していないこと。 (4) 市で実施している各種資金の貸付制度において、申込日現在滞納していないこと。	個人住宅。ただし、集合住宅にあっては専有部分に限る。 既に日野市の福祉部局等から同様の補助を受けている住宅にあっては対象外	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事の10%(上限20万円)		
東京都	日野市木造住宅耐震改修工事助成	日野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤	(1) 対象住宅の所有者でかつ同居し住民基本台帳または外国人登録のある方。(2) 市税を完納している方	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した木造二階建て以下の住宅(賃貸を除く)		④	①特定の工事の工事費用に応じて決定	補助対象工事(30万円以上の経費(上限30万円))	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	補助率等	
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分科 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工場の工事費用に ②工事費用に ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を決定 ⑤使用する材料設定に応じて補助額を決定 ⑥その他	備考	
東京都	日野市住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯機器普及促進補助金(太陽光発電システム)	日野市	③エコリフォーム促進		⑤要件なし	補助金の申請日において市民であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者 (1)自ら居住する市内のエコ住宅に補助対象機器を自家用として設置した者 (2)未使用の補助対象機器が設置済みの市内の新築のエコ住宅を購入した者 (3)補助対象機器が新たに設置された市内のエコ住宅を購入した者 (4)市内の賃貸のエコ住宅又は使用賃借にあるエコ住宅(以下「賃貸住宅等」という。)に補助対象機器を設置した当該賃貸住宅等の所有者	平成22年10月1日以降にしゅん工した以下のいずれかに該当する住宅 (1)日野市のエコいきな住宅仕様書に基づき新築で、エコいきな住宅の認定を受けたもの (2)長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)による長期優良住宅の新築 (3)国土交通省、経済産業省及び環境省が実施する住宅エコポイント制度において認定された新築又はリフォームされた住宅	国の補助事業との併用可	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	10万円/件	
東京都	日野市住宅用太陽光発電システム及び高効率給湯機器普及促進補助金(高効率給湯器)	日野市	③エコリフォーム促進		⑤要件なし	補助金の申請日において市民であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者 (1)自ら居住する市内のエコ住宅に補助対象機器を自家用として設置した者 (2)未使用の補助対象機器が設置済みの市内の新築のエコ住宅を購入した者 (3)補助対象機器が新たに設置された市内のエコ住宅を購入した者 (4)市内の賃貸のエコ住宅又は使用賃借にあるエコ住宅(以下「賃貸住宅等」という。)に補助対象機器を設置した当該賃貸住宅等の所有者	平成22年10月1日以降にしゅん工した以下のいずれかに該当する住宅 (1)日野市のエコいきな住宅仕様書に基づき新築で、エコいきな住宅の認定を受けたもの (2)長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)による長期優良住宅の新築 (3)国土交通省、経済産業省及び環境省が実施する住宅エコポイント制度において認定された新築又はリフォームされた住宅	国の補助事業が開始されたため、併用可となるよう制度を変更予定	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	①住宅用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 4万円 ②住宅用ガス発電給湯器(エコウィル) 3万円 ③住宅用二酸化炭素熱源ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 3万円 ④住宅用蓄熱回収型給湯器(エコジョーズ) 1万円/台	
東京都	住宅修繕改修補助制度	東村山市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	市内在住の市・都民税、固定資産税納している市内の住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	②工事費用に応じて決定	工事費用の5%(上限10万円)
東京都	東村山市住宅用太陽光発電システム設置工事費補助制度	東村山市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	市内の自己居住住宅に住宅用太陽光発電システムの設置を新たに行う者	④要件なし	②工事費用に応じて決定	設置工事費の1/3(上限10万円)
東京都	高齢者自立支援住宅改修等給付事業	国分寺市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	市内に住所を有し、居宅にて生活する高齢者(65歳以上)であって、市税を完納している方。また、現在ご自身の生活を継続するために住宅の改修が必要と認められるもの	④要件なし	①特定の工場の工事費用に応じて決定	補助対象設備の設置にかかる費用 限度額まで給付
東京都	国分寺市住宅改修資金融資あっせん制度	国分寺市	⑥その他	リフォームに必要な資金を融資あっせんすることによる市民生活安定	③利子補給	⑤要件なし	③その他の要件	市内に3年以上居住して引き続き居住の見込のある方で、市税を完納している方。また、現在ご自身の居住する住宅であること。	③その他	②工事費用に応じて決定	融資あっせん額 工事額の80%以内 A.増築・改築・修繕工事 30万円以上400万円まで B.太陽熱温水槽設置工事 10万円以上50万円まで
東京都	国分寺市雨水浸透ます設置事業	国分寺市	④災害予防		④公費設置無償譲渡	③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者	③その他の要件	公共下水道の排水設備に当たるため市の指定工事店となっている事業者	①ほかの補助事業との併用は不可	⑥その他	公費設置無償譲渡 (公費設置無償譲渡)
東京都	木造住宅耐震改修助成制度	国分寺市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	-昭和56年5月31日以前に建築 -2階建て以下の木造住宅 -用途が専用住宅、共同住宅(長屋含む)、併用住宅(過半が住宅)のいずれかに該当するもの	②ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工場の工事費用に応じて決定	工事費の1/2を助成金として交付。ただし、改修後の評点を10以上まで引き上げる工事については500万円。また改修後の評点を7以上まで引き上げる工事については300万円とする。
東京都	木造住宅耐震診断士派遣事業	国分寺市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	④要件なし	-昭和56年5月31日以前に建築 -2階建て以下の木造住宅 -用途が専用住宅、共同住宅(長屋含む)、併用住宅(過半が住宅)のいずれかに該当するもの	④要件なし	①特定の工場の工事費用に応じて決定	住宅の延床面積や設計図書の有無に応じて耐震診断に要する費用の9割相当分
東京都	国分寺市障害者(児)日常生活用具費給付事業	国分寺市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	年齢・身体障害(児)の障害程度により区分がある。	④要件なし	①特定の工場の工事費用に応じて決定	所得税額により補助額を決定
東京都	国分寺市障害者(児)住宅設備改善費給付事業	国分寺市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	年齢・身体障害(児)の障害程度により区分がある。	④要件なし	①特定の工場の工事費用に応じて決定	所得税額により補助額を決定
東京都	国立市木造住宅耐震診断助成事業	国立市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	東京都木造住宅耐震診断事務所もしくは東京都建築士事務所協会支部支部正会員事務所 対象住宅の所有者が現に所住していること。	④要件なし	②工事費用に応じて決定	耐震診断費用の2分の1以内
東京都	国立市木造住宅耐震改修助成事業	国立市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	建築業の許可 共有名義の住宅は、全員の合意が必要。	④要件なし	①特定の工場の工事費用に応じて決定	耐震改修費用の3分の1以内
東京都	国立市分譲マンション耐震診断助成	国立市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	耐震診断に必要な設計図書が備わっていること。区分所有者の半数以上の承諾を得たもの。	④要件なし	②工事費用に応じて決定	診断費用の3分の2以内又は限度額の3分の2以内で、どちらか低い方の額
東京都	国立市自立支援住宅改修給付事業	国立市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	概ね65歳以上の介護保険サービスが受けられない人及び身体機能の低下等住宅の改修が必要と認められる人。	④要件なし	②工事費用に応じて決定	10分9(受給者)割負担
東京都	国立市障害者(児)日常生活用具費・住宅設備改善費給付事業	国立市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	①高齢者・身体障害者のみ	年齢・身体障害(児)の障害程度により区分がある。	④要件なし	②工事費用に応じて決定	所得税額により補助額を決定
東京都	国立市障害者(児)福祉用具・日常生活用具・住宅設備改善自己負担金助	国立市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	②低所得者のみ	上記住宅設備改善費給付を受けた者で、世帯の所得により制限あり。	④要件なし	②工事費用に応じて決定	自己負担分の2分の1
東京都	国立市雨水浸透ます設置助成事業	国立市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	国立市指定下水道工事 既存建築物等の家屋の所有者、所有されている方の同意を得た者。下水道使用料、下水道受益者負担金、市税を滞納していない者。	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	250型 29,000円 300型 34,000円 350型 48,000円
東京都	木造住宅耐震診断助成	福生市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	-市内に住所を有し、住宅を所有する個人(共有の場合は、共有者全員の合意を得た代表者) -昭和56年以前に軸組工法で建築された木造2階建て以下の戸建住宅 -延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅	④要件なし	①特定の工場の工事費用に応じて決定	診断機関が行った耐震診断に要する費用 3分の2 (上限10万円)

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について			(3)支援方法について			(4)補助要件について			(5)補助内容について			
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について		1-支援方法について	工事施工者	発注者		リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	補助率等			
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(無利子) ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他	備考		
東京都	木造住宅耐震改修助成	福生市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	建築工事業の建設業許可を得た建設業者を含む者	③その他の要件	・市内に住所を有し、住宅を所有する個人(共有の場合は、共有者全員の合意を得た代表者) ・市税を滞納していないこと	・昭和56年以前に軸組工法で建築された木造2階建て以下の戸建て住宅 ・延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している住宅 ・耐震診断の結果、評点1.0未満であること		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修に要した費用(消費税は除く)	1分の1 (上限50万円)	
東京都	雨水浸透施設設置助成	福生市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	福生市指定下水道工事店又は汚水ます設置委託業者	③その他の要件	戸建住宅若しくは集合住宅を所有する個人又は当該建築物及び当該土地を所有する者の同意を得た使用者	・面積が1,000平方メートル未満の敷地に建てられた戸建住宅若しくは集合住宅		①特定の工事の工事費用に応じて決定	市が定める標準工事費単価に必要と認められた数量を乗じた額	10分の8 (上限40万円)	
東京都	雨水貯留槽設置助成	福生市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	・戸建住宅若しくは集合住宅を所有する個人(敷地の使用者については当該敷地所有者の承諾が必要) ・市税を滞納していないこと	特になし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	雨水貯留槽本体購入価格(消費税を含む)	3分の2 (上限5万円)	
東京都	地球温暖化対策設備助成	福生市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	・市内に住所を有するもの ・市税を滞納していないこと ・自ら居住する住宅に助成対象設備を新たに設置した者又は市内において自ら居住するために助成対象設備の設置された新築住宅を購入した者若しくは市内において中古住宅の購入に併せて助成対象設備を設置したもの		③その他	⑥その他	・太陽光発電システム、太陽熱利用システムについては、④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ・潜熱回収型ガス給湯器・ガス発電給湯機・燃料電池・レックストーブ・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器については、③(工事費用にかかわらず)定額を補助	○太陽光発電システム 5万円/1kw(上限15万円) ○太陽熱利用システム ①自然循環式 5,000円/㎡(上限1,5万円) ②強制循環式1万円/㎡(上限3万円) ○潜熱回収型ガス給湯器 (2万円/設備) ○ガス発電給湯機 (17.5万円/設備) ○燃料電池 (40万円/設備) ○レックストーブ (10万円/設備または設置費用の1/3に相当する額のいずれか低い額) ○CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 (5万円/1設備)	
東京都	狛江市高齢者自立支援住宅改修費給付事業	狛江市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	特になし			④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	上限内において工事費用の90%もしくは100%(収入によって変化)	
東京都	狛江市重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	狛江市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		①高齢者・身体障害者のみ	特になし			④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	上限内において工事費用の95%もしくは97%、もしくは100%(収入によって変化)	
東京都	雨水浸透ます設置助成	狛江市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	①中小事業者	下水道工事店	③その他の要件	住宅の所有者	特になし		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	ますの大きさにより単価設定	定額
東京都	雨水貯留槽設置助成	狛江市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし		③その他の要件	住宅の所有者	特になし		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	貯留用に関連され販売されているもの	補助物件の2/3(40,000円まで)
東京都	狛江市木造住宅耐震診断助成	狛江市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	社団法人東京都建築士事務所協会南郡支部の委員、東京都木造住宅耐震診断事務所に登録をしたもの、市長が特に認めたもの	③その他の要件	住宅の所有者	昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅・木造集合住宅		④要件なし	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断料の1/3(50,000円まで)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について		補助率等			
			(2)リフォーム支援の分類について		1-支援方法について		工事施工者		発注者		リフォーム実施住宅			他の補助事業との関係		
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③融資(有利子) ④ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ※要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工場の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他 ⑥要件なし	備考		分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工場の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他 ⑥要件なし	備考	
東京都	狹江市木造住宅耐震改修助成	狹江市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	耐震診断業者が工事監理とし、施行は別の業者とする	③その他の要件	住宅の所有者	昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅・木造集合住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの	④要件なし		①特定の工場の工事費用に応じて決定		耐震工事業費の1/3(300,000円まで)
東京都	狹江市分譲マンション耐震診断助成	狹江市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	東京都マンション耐震化促進協議会の構成員である団体	③その他の要件	分譲マンションの管理組合	昭和56年5月31日以前に建築された市内の分譲マンション、延べ面積1000㎡以上、地震等級(階数が5以上、耐火建築物又は準耐火建築物)	④要件なし		①特定の工場の工事費用に応じて決定		耐震診断料の1/3(500,000円まで)
東京都	平成23年度狹江市住宅改修資金助成金交付制度	狹江市	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている個人 ・納期の経過した市税を完納している者 ・過去に狹江市住宅改修資金助成金制度を利用したことがない者	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工場の工事費用に応じて決定		改修工事費用の1/5(200,000円まで)	
東京都	木造住宅耐震助成事業(耐震診断)	東大和市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	東京都建築士事務所協会又は東京都木造住宅耐震診断事務所	④要件なし		市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工場の工事費用に応じて決定	耐震診断に要する費用	耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額とし、5万円を限度
東京都	木造住宅耐震助成事業(耐震改修)	東大和市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		④要件なし		①市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅 ②耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたものであること。	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工場の工事費用に応じて決定	耐震改修に要する費用	耐震改修に要した費用の3分の1に相当する額とし、30万円を限度
東京都	東大和市住宅改善資金融資制度	東大和市	⑤リフォーム促進		④融資(有利子)		⑤要件なし		③その他の要件		(1)市の区域内に引き続き1年以上居住し、そのことが住民基本台帳に登録され、または外国人登録簿に登録されている20歳以上の方 (2)市税の納税義務者で、すでに納期の経過した市税を完納している方 (3)所得税法に規定する前年所得が900万円以下の方 (4)最終償還時の年齢が70歳未満の方 (5)融資を受けた資金の償還及び利息の支払いについて、その能力及ぶ者 (6)この制度による融資を現に受けていない方	特になし	④要件なし	⑥その他	所得額の1/2を限度とし、その額が200万円を超える場合は200万円を限度とする。	返済期間：72ヶ月以内 返済方法：毎月元利均等払い(繰上償還も可能) 利率：年2.0%
東京都	東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金	東大和市	⑤リフォーム促進		補助(診断士派遣は含まない)		③その他の要件	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	市内在住、市税の滞納なし	市内に所有する自己居住用の住宅や、自己の営業用店舗の工事	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工場の工事費用に応じて決定	補助対象工事に限る。	補助率5%(1000円未満切捨て)、上限10万円まで。 補助対象経費×0.05と10万円とを比較し、低い方の金額を補助
東京都	東久留米市日常生活用具支給事業	東久留米市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	①小規模改修 学龄児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害程度が3級以上の者及び補装具として車椅子の支給を受けた内部障害者 ②中規模改修 学龄児以上65歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害程度が2級以上の者及び補装具として車椅子の支給を受けた内部障害者	特になし	③その他	⑥その他	同一一層で1回のみ可能。 介護保険対象者は介護保険の住宅改修が優先となるが、要件を充たせば中規模改修部分のみの上乗せも可能。	改修が必要と認められた範囲内で、上限額以内の経費 小規模改修20万円、中規模改修64万1千円が上限となる。ただし、対象となる住宅改修項目は限定されている。	利用者負担額 ＜住居税理税世帯＞ 上記の上限額の範囲内で対象経費の1割まで、最高37,200円
東京都	木造住宅耐震化に伴う普及啓発	多摩市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	市民		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助		無料
東京都	木造住宅耐震診断支援	多摩市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	税金滞納なし 市民		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助		無料
東京都	非木造住宅耐震診断助成	多摩市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		④その他の要件	④その他の要件	③その他の要件	理事会総会合意必要		④要件なし		⑥その他		一戸建、分譲マンション5万円/戸 但し上限100万円/棟
東京都	木造住宅耐震診断改修費補助金	多摩市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		③その他の要件	②都道府県(市区町村)内の事業者	③その他の要件	税金滞納なし 全居住者所得1200万円以下、市民		④要件なし		②工事費用に応じて決定		工事費の30%(上限30万円)及び50%(上限50万円)
東京都	高齢者住宅改修費助成事業	多摩市	②バリアフリー改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	対象者：市民でおおむね65歳以上の高齢者で、住宅の改修により、転倒予防、動作の容易性の確保等の効果が期待でき、在宅での生活の質を確保することで自立支援が可能であると認められる者。	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		①特定の工場の工事費用に応じて決定		対象費用の一部負担
東京都	重度身体障がい者(児)住宅設備改善費給付事業	多摩市	②バリアフリー改修		給付事業 ※扶助費より支出		⑤要件なし		③その他の要件	発注、契約者は、多摩市長 対象者：市民で6歳以上又は6歳以上65歳未満など、また、障害の程度など給付対象により規定がある。	特になし	①ほかの補助事業との併用は不可		⑥その他	障害者本人	給付上限額まで(補助制度でなく、現物給付)
東京都	住宅用新エネルギー機器導入補助事業	多摩市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	対象者：世帯主	特になし	③その他	多摩市他の同様の助成制度による助成金の交付を受けていないこと	③(工事費用にかかわらず)定額を補助		「(5)補助上限額について」参照
東京都	雨水貯留槽購入費補助	多摩市	④災害予防		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	対象者：市民(団体含む) ※市税を滞納していない方	特になし	④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		「(5)補助上限額について」参照
東京都	生ごみ処理機器購入費補助	多摩市	⑥その他	清掃思想啓発	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし		③その他の要件	対象者：市民及び市内の自治会、管理組合	特になし	④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定		一部埋設型 コンボタイプ(70～180リットル)4、100～4、400円、コンボタイプ120リットル4、100円、ミラコンポ(2個～4個セット)5、300円～8、500円 室内・ベンダ型 シリーズ11リットル1、800円、E Mサポート中容量付1リットル2、500円、ポカノ肥料容器18リットル2、600円、くろたん、みかづ4、400円 以上以外に市で給付している以外の、電動型、非電動型も購入価格(消費税込)の1/2の補助をする。電動型生ごみ処理機のみ20,000円上限額とする。

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について		補助率等		
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援の分類について		1 支援方法について		発注者		他の補助事業との関係				
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②バリアフリー改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①補助(診断士派遣を含む) ②融資(無利子) ③利子補給 ④融資(有利子) ⑤ポイント発行	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ④使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑤その他 ⑥その他		
東京都	生活資金融資あっせん	稲城市	⑤リフォーム促進		③利子補給		③その他の要件		④要件なし		⑥その他	融資利率 本人負担利率0.988%(名目利率2.8%、市の利子補給率1.8)2%、住宅資金の返済期間は5年以内)	
東京都	羽村市住宅用太陽光発電システム設置費助成事業	羽村市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③	納期の到来している市税を完納していること	自ら居住する市内の住宅	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	定額	
東京都	木造住宅耐震改修費補助事業	羽村市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	③その他の要件	税金完納	市内の軸組工法による木造2階建て以下の戸建て住宅(延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供し、賃貸の目的とする住宅を除く)であること。昭和56年5月31日以前に建築されたもので、次に掲げる各号のいずれにも該当するもの。 (1) 耐震診断補助要綱に基づき補助金の交付の対象となつた住宅又は新設日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法若しくは精密診断法(尚前期応答計算による方法を除く)による診断の結果が1級以上の住宅で、改修後の評点が1以上となることを確認した住宅 (2) 耐震改修が建築基準法(昭和25年法律第301号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないもの	社会資本整備総合交付金(旧地域住宅交付金)以外の補助金併用不可	②工事費用に応じて決定		定額
東京都	あきる野市高齢者自立支援住宅改修給付事業	あきる野市	②バリアフリー改修	手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等	給付	本人負担額は、給付限度額の100分の20	⑤要件なし	高齢者	(3)と同じ	④その他	①特定の工事の工事費用に応じて決定	給付限度額の100分の80	
東京都	重度障害者等住宅設備改善給付事業	あきる野市	②バリアフリー改修		①補助	⑤要件なし	③その他の要件	(中規模改修) 年齢以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害の程度が2級以上の者および補装具として重いつの交付を受けた内部障害者(屋内移動設備) 年齢以上70歳以上で、歩行できない状態で、下肢または体幹にかかる障害の程度が1級の者および補装具として重いつの交付を受けた内部障害者	特になし	③その他			
東京都	木造住宅耐震助成事業(耐震診断)	あきる野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	④要件なし	東京都建築士事務所協会(西多摩支部)又は東京都木造住宅耐震診断講習修了者で市内に事務所を有する者	市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断に要する費用	耐震診断費用の2分の1以内で、2万5千円を限度
東京都	木造住宅耐震助成事業(耐震改修)	あきる野市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)	④その他の要件	④要件なし	市内に事業所を有し、建築業の建築工事業務許可を得て、又は東京都地域住宅生産者協議会主催の木造住宅耐震講習会を終了した者	①市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の戸建て住宅 ②耐震診断の結果、耐震改修が必要と認められたものであること。	①ほかの補助事業との併用は不可	①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修に要する費用	耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1以内で、30万円を限度
東京都	あきる野市新エネルギー省エネルギー機器設置費補助金事業・太陽光発電システム	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する者で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。)に補助対象機器を交付申請日の属する年度内に購入し、設置したもの (2) 未使用の補助対象機器を設置した者 (3) 既に納期の経過した分の市税を完納している者	④要件なし	④要件なし	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1kwあたり50,000円(最大3kwまで)	
東京都	あきる野市新エネルギー省エネルギー機器設置費補助金事業・太陽熱利用システム	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する者で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。)に補助対象機器を交付申請日の属する年度内に購入し、設置したもの (2) 未使用の補助対象機器を設置した者 (3) 既に納期の経過した分の市税を完納している者	④要件なし	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	20,000円(定額)	
東京都	あきる野市新エネルギー省エネルギー機器設置費補助金事業・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する者で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。)に補助対象機器を交付申請日の属する年度内に購入し、設置したもの (2) 未使用の補助対象機器を設置した者 (3) 既に納期の経過した分の市税を完納している者	④要件なし	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	30,000円(定額)	
東京都	あきる野市新エネルギー省エネルギー機器設置費補助金事業・潜熱回収型給湯器	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する者で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。)に補助対象機器を交付申請日の属する年度内に購入し、設置したもの (2) 未使用の補助対象機器を設置した者 (3) 既に納期の経過した分の市税を完納している者	④要件なし	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	15,000円(定額)	
東京都	あきる野市新エネルギー省エネルギー機器設置費補助金事業・ガス発電給湯器	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)	⑤要件なし	③その他の要件	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する者で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。)に補助対象機器を交付申請日の属する年度内に購入し、設置したもの (2) 未使用の補助対象機器を設置した者 (3) 既に納期の経過した分の市税を完納している者	④要件なし	④要件なし	③(工事費用にかかわらず)定額を補助	30,000円(定額)	

地方公共団体におけるリフォーム支援策に関する調査について

(平成23年8月時点における支援制度)

(1)補助名称および実施地方公共団体		(2)リフォーム支援策の分類について		(3)支援方法について		(4)補助要件について		(5)補助内容について					
都道府県名	補助名称	実施地方公共団体	(2)リフォーム支援策の分類について	1-支援方法について	工事施工者	発注者	リフォーム実施住宅	他の補助事業との関係	A)支援対象	補助率等			
			分類 (以下の選択肢から選択) ①耐震改修 ②リフトアップ改修 ③エコリフォーム促進 ④災害予防 ⑤リフォーム促進 ⑥その他	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①中小事業者 ②都道府県(市区町村)内の事業者 ③都道府県(市区町村)内の事業者かつ中小事業者 ④その他の要件 ⑤要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①高齢者・身体障害者のみ ②低所得者のみ ③その他の要件 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①ほかの補助事業との併用は不可 ②ほかの補助事業の利用を要件としている ③その他 ④要件なし	備考	分類 (以下の選択肢から選択) ①特定の工事の工事費用に応じて決定 ②工事費用にかかわらず)定額を補助 ③(工事費用にかかわらず)定額を補助 ④設置する設備の性能に応じて補助額を設定 ⑤使用する材料量に応じて補助額を設定 ⑥その他	備考	補助率等
東京都	あきる野市新エネルギー省エネルギー機器設置費補助金事業 燃料電池	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する者で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅)を有する者を含む。ただし、賃貸住宅を除く。(2) 未使用の補助対象機器を設置した者 (3) 既に納期の経過した分の市税を完納している者		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	40,000円(定額)
東京都	あきる野市雨水貯留槽設置費補助金	あきる野市	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	(1) 補助金の交付申請日現在において市内に住所を有する個人で、その居住する住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等の併用住宅を含む。ただし、賃貸住宅を除く。)に雨水貯留槽を交付申請日の属する年度内に購入し、設置した者 (2) 既に納期の経過した分の市税を完納している者 (3) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者		④要件なし		⑥その他	一つの住宅につき1基まで 雨水貯留槽の本体購入費及び設置費(雨どいとの接続に要する費用に限る。)又は雨水貯留槽を製作するための材料費の2分の1以内で50,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
東京都	民間住宅耐震改修等助成事業	西東京市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震診断に要した費用の1/2
東京都	住宅・建築物耐震改修等事業	西東京市	①耐震改修		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの		④要件なし		①特定の工事の工事費用に応じて決定	耐震改修に要した費用の1/2
東京都	住宅用太陽光発電システム等設置助成金	西東京市	③エコリフォーム促進	住宅用太陽光発電システム	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	納期の到来している市税等を完納していること		④要件なし		④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	4万円/1kW
東京都	住宅用太陽光発電システム等設置助成金	西東京市	③エコリフォーム促進	住宅用二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	納期の到来している市税等を完納していること		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	
東京都	住宅用太陽光発電システム等設置助成金	西東京市	③エコリフォーム促進	住宅用潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	納期の到来している市税等を完納していること		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	
東京都	住宅用太陽光発電システム等設置助成金	西東京市	③エコリフォーム促進	住宅用ガス発電給湯器(エコウィル)	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	納期の到来している市税等を完納していること		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	
東京都	住宅用太陽光発電システム等設置助成金	西東京市	③エコリフォーム促進	家庭用蓄電電池(エネファーム)	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	納期の到来している市税等を完納していること		④要件なし		③(工事費用にかかわらず)定額を補助	
東京都	瑞穂町住宅改修補助制度	瑞穂町	⑥その他	地域経済の振興及び住環境の向上を目的とする。	①補助(診断士派遣を含む)	②都道府県(市区町村)内の事業者	⑤要件なし	申請日現在町内居住者及び町税を滞納していないもの等	町民が居住する個人住宅	①ほかの補助事業との併用は不可		②工事費用に応じて決定	20万円以上の工事費用の10%、最高10万円まで 20万円以上の工事費用の10%、最高10万円まで
東京都	住宅用環境配慮型機器購入費助成金制度 ①太陽光発電システム	瑞穂町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	-瑞穂町の住民基本台帳に記録、又は外国人登録がなされている者。 -自ら居住する住宅に設置した者 -納期の到来している町民税を完納している者。 -設置した機器が未使用であること。	特になし	③その他	ほかの補助事業との併用は可。	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	1kWあたり50,000円
東京都	住宅用環境配慮型機器購入費助成金制度 ②高効率給湯器等	瑞穂町	③エコリフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	-瑞穂町の住民基本台帳に記録、又は外国人登録がなされている者。 -自ら居住する住宅に設置した者 -納期の到来している町民税を完納している者。 -設置した機器が未使用であること。	特になし	③その他	ほかの補助事業との併用は可。	①特定の工事の工事費用に応じて決定	購入金額(機器の費用+工事費)の10%
東京都	地場産材利用促進事業	檜原村	⑤リフォーム促進		①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	地場産材を3㎡以上使用する木造住宅の築、増築、改築をする者	特になし	④要件なし		⑤使用する材料量に応じて補助額を設定	地場産材出荷量1㎡につき2万円(限度額50万円)
東京都	定住促進空き家活用事業	檜原村	⑥その他	定住促進	①補助(診断士派遣を含む)		⑤要件なし	建築10年経過の貸出、売買登録した空き家の入居者	建築10年経過の空き家	④要件なし		②工事費用に応じて決定	対象経費の1/2(上限100万円)
東京都	奥多摩町若者定住応援補助金等	奥多摩町	⑥その他	若者の定住促進を図るため。	③利子補給及び①補助金交付		⑤要件なし	年齢20歳以上50以下	特になし	④要件なし		⑥その他	事業費250万円以上対象 補助金 事業費の1/2以内 利子補給 借入利率の1/2 年額限度額30万円 補給期間36月